

第九十六回 参議院法務委員会会議録第十六号

昭和五十七年八月十日(火曜日)

午前十時六分開会

委員の異動

八月九日

辞任

八月十日 加瀬 完君

補欠選任
岩本 政隆君
大木 浩君

八月十日 世耕 政隆君
一郎君

補欠選任
矢田部 理君

出席者は左のとおり。

鈴木 一弘君

委員長

理事

委員

平井 卓志君
内山 雅也君
寺田 熊雄君
小平 芳平君

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨九日、加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 裁判所法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本日は、本案審査のため、参考人として日本弁護士連合会前事務総長落合修二君、一橋大学教授竹下守夫君の御出席をいたしております。この際、参考の方々に一言ございさつ申し上げます。

参考の方々には御多忙中のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

件のものに、簡易裁判所の民事事物管轄の上限を現行の三十万円から九十万円に引き上げることを主眼としておりますので、そういう観点から本法案の持つ意味、そしてまた、今後の問題点等を述べさせていただきたいと思います。

この法案は、簡易裁判所の民事事物管轄の上限

を五千円であったものが、その後数次の改定を経まして、昭和四十五年、三十万円に引き上げられております。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

本日は、それぞれの立場から忌憚のない御意見を承りまして、今後の本案審査の参考にいたしました

こと存じます。

これより参考の方々に順次御意見をお述べ願

うわけでございますが、議事の進め方といたしま

しては、初めに参考の方からお一人十五分程度

お答えいただくという方法で進めてまいりたいと

存じます。

それでは、まず落合参考人からお願いたしま

す。落合参考人。

○参考人(落合修二君) 御紹介いただきました前

日弁連事務総長の落合修二でございます。

ただいまから、上程されております裁判所法等

の改正法案につきまして、参考人としての意見を

申し上げたいと思います。

この法案は、法曹三者つまり裁判所、法務省、

日本弁護士連合会、いわゆる法曹三者によりまし

て長い時間をかけ克明な審議を遂げて、本年三月、

三者間におきまして合意された内容がこの法案に

盛られておるわけでございますので、私はその三

者協議に議題設定から最後の合意に至るまで直接

関与させていただいておりますので、そういう観

点から本法案の持つ意味、そしてまた、今後の問

題点等を述べさせていただきたいと思います。

この法案は、簡易裁判所の民事事物管轄の上限

を五千円から九十万円に引き上げることを

主眼としておりますので、そういう観点から本

法案の持つ意味、そしてまた、今後の問題点等を述べ

させていただきます。

この際、参考の方々に一言ございさつ申し上

げます。

参考の方々には御多忙中のところ本委員会に

御出席をいただき、まことにありがとうございます。

内容となつております。

す。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

本日は、それぞれの立場から忌憚のない御意見

を承りまして、今後の本案審査の参考にいたしました

こと存じます。

これより参考の方々に順次御意見をお述べ願

うわけでございますが、議事の進め方といたしま

しては、初めに参考の方からお一人十五分程度

お答えいただくという方法で進めてまいりたいと

存じます。

それでは、まず落合参考人からお願いたしま

す。落合参考人。

○参考人(落合修二君) 御紹介いただきました前

日弁連事務総長の落合修二でございます。

ただいまから、上程されております裁判所法等

の改正法案につきまして、参考人としての意見を

申し上げたいと思います。

この法案は、法曹三者つまり裁判所、法務省、

日本弁護士連合会、いわゆる法曹三者によりまし

て長い時間をかけ克明な審議を遂げて、本年三月、

三者間におきまして合意された内容がこの法案に

盛られておるわけでございますので、私はその三

者協議に議題設定から最後の合意に至るまで直接

関与させていただいておりますので、そういう観

点から本法案の持つ意味、そしてまた、今後の問

題点等を述べさせていただきたいと思います。

この法案は、簡易裁判所の民事事物管轄の上限

を五千円から九十万円に引き上げることを

主眼としておりますので、そういう観点から本

法案の持つ意味、そしてまた、今後の問題点等を述べ

させていただきます。

この際、参考の方々に一言ございさつ申し上

げます。

参考の方々には御多忙中のところ本委員会に

御出席をいただき、まことにありがとうございます。

内容となつております。

す。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

本日は、それぞれの立場から忌憚のない御意見

を承りまして、今後の本案審査の参考にいたしました

こと存じます。

これより参考の方々に順次御意見をお述べ願

うわけでございますが、議事の進め方といたしま

しては、初めに参考の方からお一人十五分程度

お答えいただくという方法で進めてまいりたいと

存じます。

それでは、まず落合参考人からお願いたしま

す。落合参考人。

○参考人(落合修二君) 御紹介いただきました前

日弁連事務総長の落合修二でございます。

ただいまから、上程されております裁判所法等

の改正法案につきまして、参考人としての意見を

申し上げたいと思います。

この法案は、法曹三者つまり裁判所、法務省、

日本弁護士連合会、いわゆる法曹三者によりまし

て長い時間をかけ克明な審議を遂げて、本年三月、

三者間におきまして合意された内容がこの法案に

盛られておるわけでございますので、私はその三

者協議に議題設定から最後の合意に至るまで直接

関与させていただいておりますので、そういう観

点から本法案の持つ意味、そしてまた、今後の問

題点等を述べさせていただきたいと思います。

この法案は、簡易裁判所の民事事物管轄の上限

を五千円から九十万円に引き上げることを

主眼としておりますので、そういう観点から本

法案の持つ意味、そしてまた、今後の問題点等を述べ

させていただきます。

この際、参考の方々に一言ございさつ申し上

げます。

参考の方々には御多忙中のところ本委員会に

御出席をいただき、まことにありがとうございます。

内容となつております。

す。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

本日は、それぞれの立場から忌憚のない御意見

を承りまして、今後の本案審査の参考にいたしました

こと存じます。

これより参考の方々に順次御意見をお述べ願

うわけでございますが、議事の進め方といたしま

しては、初めに参考の方からお一人十五分程度

お答えいただくという方法で進めてまいりたいと

存じます。

それでは、まず落合参考人からお願いたしま

す。落合参考人。

○参考人(落合修二君) 御紹介いただきました前

日弁連事務総長の落合修二でございます。

ただいまから、上程されております裁判所法等

の改正法案につきまして、参考人としての意見を

申し上げたいと思います。

この法案は、法曹三者つまり裁判所、法務省、

日本弁護士連合会、いわゆる法曹三者によりまし

て長い時間をかけ克明な審議を遂げて、本年三月、

三者間におきまして合意された内容がこの法案に

盛られておるわけでございますので、私はその三

者協議に議題設定から最後の合意に至るまで直接

関与させていただいておりますので、そういう観

点から本法案の持つ意味、そしてまた、今後の問

題点等を述べさせていただきたいと思います。

この法案は、簡易裁判所の民事事物管轄の上限

を五千円から九十万円に引き上げることを

主眼としておりますので、そういう観点から本

法案の持つ意味、そしてまた、今後の問題点等を述べ

させていただきます。

この際、参考の方々に一言ございさつ申し上

げます。

参考の方々には御多忙中のところ本委員会に

御出席をいただき、まことにありがとうございます。

内容となつております。

す。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

本日は、それぞれの立場から忌憚のない御意見

を承りまして、今後の本案審査の参考にいたしました

こと存じます。

これより参考の方々に順次御意見をお述べ願

うわけでございますが、議事の進め方といたしま

しては、初めに参考の方からお一人十五分程度

お答えいただくという方法で進めてまいりたいと

存じます。

それでは、まず落合参考人からお願いたしま

す。落合参考人。

○参考人(落合修二君) 御紹介いただきました前

日弁連事務総長の落合修二でございます。

ただいまから、上程されております裁判所法等

の改正法案につきまして、参考人としての意見を

申し上げたいと思います。

この法案は、法曹三者つまり裁判所、法務省、

日本弁護士連合会、いわゆる法曹三者によりまし

て長い時間をかけ克明な審議を遂げて、本年三月、

三者間におきまして合意された内容がこの法案に

盛られておるわけでございますので、私はその三

者協議に議題設定から最後の合意に至るまで直接

関与させていただいておりますので、そういう観

点から本法案の持つ意味、そしてまた、今後の問

題点等を述べさせていただきたいと思います。

この法案は、簡易裁判所の民事事物管轄の上限

を五千円から九十万円に引き上げることを

主眼としておりますので、そういう観点から本

法案の持つ意味、そしてまた、今後の問題点等を述べ

させていただきます。

この際、参考の方々に一言ございさつ申し上

げます。

参考の方々には御多忙中のところ本委員会に

御出席をいただき、まことにありがとうございます。

内容となつております。

す。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

本日は、それぞれの立場から忌憚のない御意見

を承りまして、今後の本案審査の参考にいたしました

こと存じます。

これより参考の方々に順次御意見をお述べ願

うわけでございますが、議事の進め方といたしま

しては、初めに参考の方からお一人十五分程度

お答えいただくという方法で進めてまいりたいと

存じます。

それでは、まず落合参考人からお願いたしま

す。落合参考人。

○参考人(落合修二君) 御紹介いただきました前

日弁連事務総長の落合修二でございます。

ただいまから、上程されております裁判所法等

の改正法案につきまして、参考人としての意見を

申し上げたいと思います。

この法案は、法曹三者つまり裁判所、法務省、

日本弁護士連合会、いわゆる法曹三者によりまし

て長い時間をかけ克明な審議を遂げて、本年三月、

三者間におきまして合意された内容がこの法案に

盛られておるわけでございますので、私はその三

者協議に議題設定から最後の合意に至るまで直接

関与させていただいておりますので、そういう観

点から本法案の持つ意味、そしてまた、今後の問

題点等を述べさせていただきたいと思います。

この法案は、簡易裁判所の民事事物管轄の上限

を五千円から九十万円に引き上げることを

主眼としておりますので、そういう観点から本

法案の持つ意味、そしてまた、今後の問題点等を述べ

させていただきます。

この際、参考の方々に一言ございさつ申し上

げます。

が提起できるとか、もろもろの簡易な特別手続が設けられております。したがいまして、おのずからそこで扱う訴訟事件というものはどうしても金額的にも比較的小額であるものであり、かつ複雑困難でないものを、いま言つたような方式あるいは機構で処理していくことが求められておるわけでございます。

ところが、この訴額を引き上げることによりまして、より多くの事件が、そしてまた、中には複雑困難な事案も当然含まれてまいります。こういったものをいまのような制度、運用で行っていいのかどうかという点が當時大きな問題になりました。弁護士会側としてはとうてい許容できないものであるとして、強く反対を唱えてまいりました。

また、国会における審議におきましても多くの反対意見が表明されておりまして、それぞれ重要な附帯決議までなされておるところでございました。衆議院におきましては「簡易裁判所判事の充実強化」「訴訟手続の特則の活用」「地方裁判所における受理、地方裁判所への裁量移送の活用、「簡易裁判所の人的、物的設備の充実強化」等が附帯決議としてなされております。また、参議院におきましても「今後、司法制度の改正にあたっては、法曹三者の意見を一致させて実施するよう努めなければならない。」ことを指摘された上、特別手続の活用等、幾つかの決議をされております。

このように、簡易裁判所の事物管轄の引き上げ問題は、わが国の裁判制度の根幹にもかかわると言つてもいいくらい重要な問題でござります。そういう経過を経て今日に至つておるわけでございまして、この参議院における決議の中に、先ほど申し上げましたように、法曹三者の意見を一致させて実施すべきという点はきわめて重要なことでございました。これにつきましては、法曹三者は真摯にこれを受けとめまして、若干の糾余曲折はございましたが、昭和四十九年以降、司法制度の

改善を図ることを目的としたしまして、法曹三者が特定の議題を定めて協議を重ねてきておりました。

法曹三者協議が開始されまして、幾つかの重要な問題を討議してまいっておりますが、中には、さきの刑事裁判をめぐる当面の問題に対する方策といふ非常に困難な、また重要な問題がございました。これも三者間の明確な論議の末、昭和五十四年三月に合意に達しておるようなわけでございました。

この問題が過ぎた後、法曹三者協議会の議題をどうするかということが三者間で問題になりました。三者協議における議題といいますのは、法曹三者各者からそれをテーマを出して、これについて三者で合意したものについてテーマとすれどいことになつておるわけでございますが、昭和五十四年の十月、裁判所側は新しい議題として、簡易裁判所の民事事物管轄についてを協議したいと、こういう提案がございました。

この問題は、先ほど言いましたように、大変重要な問題でござりますので、私ども弁護士会側といたしましても、参議院の附帯決議もござります。

それで、これをテーマにして検討を重ねたわけでござりますけれども、何せ先ほど言いましたような重要な問題でありますし過去の経過もござります。そして、一体簡易裁判所とは何なのかという本質論、理念論もござります。また、現今の簡易裁判所がどのような実態にあるかという点も克明に調査検討を重ねなければ実のある協議はできないということから、かなり時間をかけねばならない。」ことを指摘された上、特別手続の活用等、幾つかの決議をされております。

このように、簡易裁判所の事物管轄の引き上げ問題は、わが国の裁判制度の根幹にもかかわると言ってもいいくらい重要な問題でござります。そういう経過を経て今日に至つておるわけでございまして、この問題を三者協議の議題とす

いは地裁、簡裁の事件の配分の問題というような観点からのみ検討することは誤りではないか。この際、簡易裁判所の根本問題に触れた討議をする

が、幸い大きいテーマとしては、簡易裁判所の民事事物管轄についてとか、簡易裁判所民事事件の地裁受理、つまり要請受理と言つておりますが、それや、裁量移送の活用等がどうなつていてか、どうすべきかというような問題、それから特則手続の活用がどうなつていてか、今後どうすべきかというようなこと、それから調停制度の運営がどうなつていてか、どうすべきか、さらに現在の簡易裁判所の人的、物的設備についての問題等も含めてこの問題を討議しようということになつたわけでござります。

これらの問題は、いずれも当院あるいは衆議院において附帯決議の中に盛られた事項でもござりますので、法曹三者はそういうことを各論としながら、この問題を討議するというふうになつたわけでござります。

その後、昨年の九月から本年三月まで前後十回にわたる協議がなされたわけでござります。弁護士会側としましては、先ほど言いましたように、簡易裁判所は何なのか、何が任務なのか、どうあるべきか、そして現在どうなつてているのかという根本的な問題から多くの問題を提起いたしました。裁判所側もこれに對して、その都度討議に加わられていろんな意見を開陳されました。一応

判所側から三十万円を百二十万円に引き上げた。裁判所側もこれに對して、その都度討議に加わられて、いろいろな意見を開陳されました。そういふ総論を経た後、十二月になりましたが、一応

た訴額にかかわらない重要な、あるいは複雑困難な事件をどうするかというような問題も討議済みでございましたので、裁判所といたしましては、土地に關する事件のみは地方裁判所と簡易裁判所を競合管轄とするということ。それから、それ以外の事件についても当事者が合意すれば必要的に簡易裁判所から地方裁判所に移送をしなければならないことにするというような幾つかの附帯条項も入つておりますが、これをめぐつて、その後協議会では激しい論議が展開されたわけでござります。

弁護士会側としては、経済事情の変動によつて訴額が改定されるべきではないというような考え方もあるらん持つておりますが、合理的なものではあるならば一定の引き上げはやむを得ないのであります。しかし、果たして国民が簡易裁判所で審理してもらいたいというような見解に立ちながらも、やはり先ほど言いましたような簡易裁判所の裁判官の資格問題あるいは特則手続の適用、こういった問題から、果たして国民が簡易裁判所で審理してもらいたいというような見解に立つてもらうか、こううその限度というのは那辺にあるだらうか、こううところをもつと詰めなければいけないのではないか。

それから、当時の説明によりますと、約四万件の事件が地方裁判所から簡易裁判所に移るであろう、こういう見解も出ておりますが、果たして現状ではこの大量な事件が簡易裁判所に流入した場合に麻痺状態になるのではないか。この辺が一体どうなつておるか、またどう対処することとなるのかというような点について多くの議論が展開されたわけでござります。

特に、競合管轄の対象である土地につきましては、これは競合管轄で結構だとは思うのですけれども、原告が簡易裁判所を選択した場合、被告は地方裁判所で審理してもらいたくてもできないことは意味がない。むしろこれを争う被告側に、裁判官に裁判してもらいたいという要請がより強いのではないかということと、被告から申し立てがあれば必ず簡易裁判所から地方裁判所に移送しな

ければならないような措置を講ずるべきであると
いうことと、さらには建物の問題についても当然
これを包含すべきではないかということを非常に
強く私どもは主張したわけでございます。

と申しますのは、不動産事件というものは固定資
産評価額で訴額を決めますので、かなり実勢とは
差がある。三十万円あるいは百万円ぐらいの物で
も実際は数百万、時には千万を超えるような実質
利益を含む案件もあるわけでございますので、どう
してもそのようにしてもらわなきゃ困る。特に
建物の場合には評価額はだんだん下がっていく
あるいは建物 자체は大したことはなくとも、そ
れに必ず土地問題が絡むわけでございますので、
不動産として土地も建物もすべてこの競合管轄の
対象にし、かつ被告からの申し立てがあれば、必
要的に地方裁判所に移送するということを強く求
めたのでございます。

つ挙げるといたしますれば、一つは、まず裁判所の数を非常にふやして、全国にたくさんの簡易裁判所を設け、国民が身近に裁判所を持つという、そういう考え方を実現したという点でございます。旧法下の区裁判所は最後の段階では全国二三百八十三席でありますのが、簡易裁判所は裁判所法制定当時におきましてすでに五百五十七席つくられたわけでございます。現在では五百七十五席になりましたふえております。

それからいま一つは、簡易裁判所判事制度というものをつくったということをございまして、いわゆる法曹有資格者ではなくても、一般からの特別選考によりまして簡易裁判所の裁判官を任命するということにしたわけでございます。これはちょうど治安判事のように、一般の良識を代表する人たちといふものを少額事件の裁判に与させまして、細かい手続等はともかくとして、結論が妥当であるようなそういう裁判を実現していくこう。むしろ、細かい手続を厳格に定めるということとは、利用者の国民にとっても便利なものではないし、また、そういう手続が必要だということになると、なかなか簡易裁判所判事をそのように一般の民間から採用するというようなことはむずかしいのではないかという、そういう考え方があらわれていたものと思うわけでございます。

そのほかさらだ、司法委員というような制度が新しく簡易裁判所について設けられた。それから、事物管轄の点につきましても、旧法下におきましては訴額とかわりなしに必ず区裁判所の管轄とされていた事件があったわけでございますけれども、簡易裁判所ではそういうものは一切廃止いたしまして、すべて訴額を基準にしてこれを少額に抑える、そういう考え方がとられたというところでございます。

それから、やや細かいことになりますけれども、簡易裁判所の裁判に対する不服申し立ての点でも、これを地方裁判所にしたということでござります。もし、簡易裁判所が地方裁判所と同じよ

いうのであれば、あるいは不服申立てをすれば、地方裁判所の判決に対する不服申立てと同じように、いきなり高等裁判所へ行くという考え方もあり得たのではないかと思いますけれども、そうではないかと思われます。もうともこの点は旧法時の区裁判所でも同じでありまして、当時も区裁判所の民事の判決に対する不服申立ては地方裁判所であつたわけでございます。もつともこの点は区裁判所と比較してみた場合の簡易裁判所の特色というふうに言うわけにはまいらないだらうと思います。

このように、簡易裁判所というものが一つの少額裁判所と、簡易裁判所というものを目指した新しいタイプの裁判所をつくろうとしたものである。そしてそれができ上がった制度の中にもかなり色濃くあらわれているということはそのとおりなのでござりますけれども、他方では、それではじめ純粹にそれだけで貫かれているのかと申しますと、どうも私はでき上がった制度から見る限り、そうは言えないようになります。

もし、英米流の治安裁判所なし少額裁判所というものを本当に純粹に実現しようとしたましまと、これは普通の地方裁判所以上の裁判所とは違つたやや特殊な裁判所、これは憲法上特別裁判所という言葉があつて、これはもう禁止されておりませんので、特別裁判所という言葉を使うのははちよつと誤解を招くと思いますから特殊裁判所といふ言葉を使うといたしますと、そういう特殊裁判所としてつくらないどちらもその理想は実現できなかつたのではないかと思うわけでございます。

先ほど申しましたように、民衆の駆け込み裁判所的なものであるということになりますと、国民は、裁判所へとにかく事件を持ち出して権利救済をしてもらいたいというふうに言えば、ある程度などにこだわらずに結論を公正妥当に打ち出すと、そういうものであることが望ましいわけですが

は、そういう裁判所として性格づけられているようになりますと、簡易裁判所の手続というのももそれなりに見合つたものにならなければいけない。依然として、地方裁判所以上の裁判所と同じように、どういう事実があつたかということを厳格な証拠調べによって認定をいたしまして、それに法を適用して結論を出す。その判断の過程も、はつきり判決理由という形で示すというようなことになりますと、どうしてもそこで行われる裁判といふものも厳正なものにならざるを得ない、地方裁判所以上とそう違わないということになつてくるわけでございます。

それから、さらには上訴との関係というのもも重要でございまして、上級審に地方裁判所の判決と同じようになつて立てるといふことになりますと、幾ら少額事件を第一審では簡易迅速に判断をするといつても、もう第二審へ行けばはかの地方裁判所の事件と同じようになつてしまつということでは目的を達しないということになります」。それからまた、上級審が下級審の判決をレビューするということになつておりますと、それにたまるだけの手続というものを構成して、それを記録に残していくかなくちやならないという問題もあるわけでございます。

ところが、簡易裁判所の手続はどうなつておるかというと、すでに皆様御承知のとおり、地方裁判所の手続を原則としながら若干の特則を設けるという方針をとつたわけでございます。しかも、すでに旧法の区裁判所におきましてもそのような手続の特則というものがあつたわけでございまして、それにつけ加えられたのはそれほど多くはない。先ほどの司法委員の制度に関する規定を除きますと、当事者を期日に呼び出すときの呼び出しを簡易な方法でやつてもいいとか、あるいは欠席をした当事者が提出した書面を陳述したものとみなすなどいう場合を地方裁判所よりは少し広げるとか、あるいは調書を簡略化する、それから証人尋

間のときにも証人が書面を見ながら答えてもいいと
いうような程度でございます。
口頭起訴とか、隨時出頭による起訴という制度
は、これは区裁判所当時からあつたわけでござい
まして、別に簡易裁判所になりましてから特につ
くられたというわけではない。もちろん、しかし
そういう制度を残したということにつきまして
は、当時の立法者は、やはりこういうものは簡易
裁判所の性格にふさわしいという判断を示したも
のと言つことはできると思うわけでございます。
要するに、簡易裁判所の手続につきましても、
地方裁判所の手続よりは簡易なものにするという
考え方が当然あつたわけですけれども、基本的
な、つまり裁判というものは事実を厳格な証拠調
べによつて確定をして、それに法を適用して判断
をするのだ、しかも、その手続も厳格に法によつ
て規律されたものでなければならぬという、最
近の言葉で言いますと、いわゆるデューブロセス、
適正手続の考え方というものについて、地方裁判
所と簡易裁判所とで非常に大きく質的に変えると
いうような考え方とはとられてはいなかつたといふ
うに見ざるを得ないわけでございます。
これは、訴訟裁判所ではないので必ずしも適切
な例ではないのですけれども、身近なところから
比較の対象を選ぶといつしますと、たとえば家庭
裁判所といふものがござりますが、家庭裁判所
は、ある意味では本当にわが国の現在民衆裁判所
として国民に親しまれ定着しているというふうに
言えると思うのでござりますけれども、家庭裁判
所の場合には厳格な訴訟手続というものによらな
くていい、これは非訟事件裁判所の方は、そ
ういう一応立法関係者が理念として置いたも
のが、法律で決められた手続にそのままストレート
には反映していないといふことが言えるようと思
うのでございます。
それからいま一つは、司法制度全体との関係

で、先ほどの特殊裁判所としての少額裁判所という位置づけがなされているかと、いふ点でござりますけれども、どうもこの点も問題に思ひます。しかし、本当に特殊な裁判所としての少額裁判所として、区裁判所時代には裁判所へ持ち込まれなかつたような一般庶民の間の小さな事件といふものを裁判所に出せるようにしようと、いうことであるといつしますと、もともとわが国の裁判制度を持ち出された、つまり区裁判所當時に区裁判所に出ていたような事件というもの、これは地方裁判所が引き受けけるといふことにならざるを得ないわけですから、地方裁判所の方を旧法時代よりは拡充しないといけないということになるはずでござります。

ところが、裁判所の数から見ますと、旧法時代地方裁判所が四十九席、それから区裁判所が二百八十三席あつたわけですけれども、新設の地方裁判所は依然として四十九席だ。ただ、支部の点では、旧法当時は地方裁判所の支部というものが八十七だったのが、新法では二百四十二といふふうにふえております。ただ、細かいことになりますけれども、支部があつたといつても、いわゆる甲号支部といふのは八十五席といふことです。

ところが、裁判官の数から見ますと、旧法当時の比較的最後の段階、昭和十六年の段階で、統計といふ法律の規定になりますと、判事の定員が千六百一人であつたといふことでござります。

ところが、裁判所法施行直後の簡易裁判所判事を除いた判事及び判事補の定員は千八十七人、しかもそのうち判事補が二百五十人といふことになりますから、当時、判事補は一人前の裁判官と見ないのだといふ観念が支配していたことを考えますと、判事の定員は八百人ぐらい、そうするとほぼ半分になるわけでござります。

もちろん、当時、裁判官といふものに対するイメージといひますか、裁判官のあり方といふものが旧法と新法とで非常に違つてしまひましたし、また、そうでなければならぬという考え方がありましたが、單純に数だけの比較ではないかと思いますから、単純に数だけの比較ではないかと思いますけれども、もし簡易裁判所といふものを非常に特殊な少額裁判所として位置づけるのであれば、地方裁判所以上をもう少し拡充するという考え方方が裁判官の数の上にも出てきてよかつたのではないかと思われるわけでござります。

それからまた、問題の訴額自体も、旧法下の最後の区裁判所は、訴額を基準とする事物管轄につきましては一千円以下の事件ということであったわけですが、簡易裁判所は当初から五千円以下ということがあります。これはもちろん、当時すでにもうインフレが進行しておりますから、物価の上昇ということを見越したといふことが入っているわけでございますし、これは資料的にもそつたのが、新法では二百四十二といふふうにふえております。ただ、細かいことになりますけれども、支部があつたといつても、いわゆる甲号支部といふのは八十五席といふことです。

そこで、もし地方裁判所第一審といふものを原則といつしまして、簡易裁判所はこれは特殊な裁判所なのだと、いう考え方でいきますと、特別な上訴制限といふ制度を伴つていないわけですから、十五人の最高裁判所といふものが負担過重にあることになるのは明らかであつたわけでございます。事実、新制度発足直後から、最高裁判所の負担軽減問題といふものが大変重要な問題としてクローズアップされてきました。

そうすると、最高裁判所をそのようなものとして構想する以上、何らかの形で上訴制限を設けるべきだという考え方が出ているようだと思ひます。この点は、もし立法者が十分意識して構想する以上、何らかの形で上訴制限を設けるべきだといふふうに思ひますけれども、しかし、二千円であつたものを逆に五千円に上げたというのは、区裁判所で行つていて程度の事件を簡易裁判所で扱つたのだといふふうに思ひますけれども、しかし、二千円のとおりでございますけれども、しかしながら、第一審を簡易裁判所から始めるという事件をある程度設定するかしなければ、最高裁判所の機能が十分に果たせないといふことになるわけでござります。この点は、もし立法者が十分意識していないかたとすれば、この観点から簡易裁判所の事物管轄を広げていくといふことは、これは一種の最高裁判所が大変だからそのしわ寄せを簡易裁判所の方へ持つっていくという意味合いを持つことになります。私は事実そういう意味合いを持つてゐると思うわけでござりますけれども、これは現在の制度の中ではどうもやむを得ない。確かに、簡易裁判所も民事裁判所として十分機能してもらいたい。しかし、最高裁判所も憲法問題に関する裁判所といふ性格を持つていたといふふうに考えられるわけでござります。

その上にさらには、これは果たして当時の立法關係者の方々が十分に意識しておられたかどうかわからないのですけれども、最高裁判所の負担軽減問題といふものと密接な関係があるよう思ひます。最高裁判所は、御承知のとおり旧法の大審院とはまるつきり性格の違う裁判所としてつくられたわけでござります。憲法問題についてつぶらめたわけでござります。

れじや立法關係者がねらいとした民衆裁判所、国民一般に親しまれる少額事件のみを扱う特別の裁判所としての簡易裁判所といふものの理念が見失われていかといふこと、そういうことにならないのは言うまでもないわけでございます。

ただ、私が今まで述べたところから申し上げたいのは、もしその理念を純粹に貫こうとするには無理なのではないかといふことになります。とても簡易裁判所の枠内だけでこの理念を貫こうとしてもむずかしいといふふうに思ひます。これはまたおのずから別でございまして、そういう手段はまだ残されていると思います。

たとえば、口頭起訴の制度を活用していただくとか、あるいは場合によつては夜間開廷といふれば、これはまたおのずから別でございまして、それがねらつて、それが事実簡易裁判所の制度の中にかなり色濃く出てはいるのでござりますけれども、他方ではまた、やはり旧来の区裁判所と同じように、地方裁判所と民事第一審事件を分担する裁判所といふ性格を持つていたといふふうに考えられます。

要するに、こういった裁判所制度全体との関係で、簡易裁判所がどうも少なくとも客觀的に見る限り特殊な裁判所としての位置づけを得ていたわけではない。むしろ地方裁判所と、第一審の民事終審裁判所ですから、これが機能不全になつてしまつたのでは困るといふことになるわけでござります。もちろん、当時と現在ではいろいろな生活関係、交通事情等も違つておりますから、もし、そのような未開設厅あるいは常勤裁判官のない裁判所といふものが本当にその場所に必要なものかどうかといふことに問題があるのであれば、そういうことも検討し直しまして、そのか開設をして、そこに常勤の裁判官を置いていただきたいと思うわけでござります。しかし、そうは申しましても、そ

ざいます。そのようなことは大いに検討していただいたいと思うのでございます。

ところで、今回のそれでは事物管轄の拡張はどうかと申しますと、ただいま申し上げてきましたようなどろからいたしますと、どうももともとの機能を分担するという性格を持っていたわけございまして、今回の改正が、じやあそれを変更するほどの大きな事物管轄の拡張なとかと申しますと、どうもやはり私は物価変動に見合った程度の改正、したがって実質的にはこれまでの简易裁判所の性格を変えるほどの大きな事物管轄の変動というふうには思われないわけでございます。

この点は、当事者の简易裁判所の利用、つまりある意味ではあくまでも地方裁判所よりは身近にある裁判所でございますから、その简易裁判所の利用といふ点から見ても、これは物価変動に見合つた事件が简易裁判所の事物管轄になるということはマイナスではございませんし、それからまた、地方裁判所との負担という点から見てもマイナスにはならない、プラスであろうといふふうに思うわけでございます。でも、そなりますと、今回の事物管轄の拡張といふものは積極的に考えていいのではないかと思うのでございます。

第一点が長くなりましたが、次に第二点でございますが、不動産に関する訴訟について新たに競合管轄を認めるということが妥当かどうかという点でござります。

このように、一定範囲の事件について事物管轄を持つ裁判所を、審級関係で上級、下級にわかつて両方に認めるという考え方方は、どうもほかの諸外国を見ましても一般的ではないようでござります。どこの国でも大体ある種の事件はどつちの裁判所というふうに決めれば、そつちの裁判所だけが管轄を持つというのが普通のようでございます。ただ、当事者が合意をした場合には、それを動かすことも認めるということは、これはもう決してまれなことではございませんが、初めから法

律上こういうふうに競合管轄を認めるということは、全く例がないわけではないよう聞いておりますけれども、少なくとも一般的ではございません。

しかしながら、御承知のとおり、わが国では不動産、土地に限らず建物をめぐる争いというものはしばしば非常に深刻になるわけでございます。この点は、先ほど落合参考人も御指摘になつたとおりでございます。外国ですと境界確定の訴訟であるとか、あるいは土地をも含めて占有関係をめぐる訴訟というようなものは、やはりその土地に近い裁判所が担当するのが相当だという考え方から出ているのだと思いますが、多く最下級の、わが国の現在で言えば简易裁判所のような裁判所が管轄をするというのが一般でございます。わが国の旧法下の区裁判所の事物管轄というのも、まさしくそういう考え方方に立つていたのだと思うのでございます。

ところが、ことに第二次大戦後、わが国における土地問題あるいは住宅問題というものが非常に深刻な、ある意味では社会問題化してまいりましたために、これをめぐる争いというものは非常に利害の対立が深刻になるわけでございます。そこへもつてきて、しばしば指摘されますとおり、いろいろな技術的な理由から、もともと不動産をめぐる訴訟の訴額といふものの算定がむづかしい。先ほど例に舉げました境界確定の訴訟にしましてもそうですし、土地の占有をめぐる訴訟についても同様でございます。

そのために、固定資産税のための評価額といふものを基準にして、しかも占有についての争いは大体三分の一にするとか二分の一にするとかというような形で、どうも便宜的な基準を設けざるを得ないわけでございます。そのために、訴額は小さいのだが当事者から見るとその訴訟にかかるてくるわけでございます。それはもう決してまれなことではありませんが、初めてから法

ほど、それを解決するための手続、というものも敵正なものでなければいけないということになつてまいりますし、それからまた、裁判の結論だけではなくて、いわゆる判決理由、いうものも十分当事者の納得できるような形で示されなければいけないということになるわけでございます。そこで、やはり少なくとも当事者が望むのであれば、地方裁判所でも訴訟ができるという政策的な決断をする必要があるようになります。そこで、やはり少くとも当事者が望むのであれば、まさに当事者が、本来は简易裁判所の事物管轄に属する事であつても、地方裁判所の方でやりたいという意というものがあれば、つまり初めから両方の当事者が、たとえばわが国の母法であるドイツなどでは、地方裁判所の事件を区裁判所の方へ管轄の合意によつて移すのはいいが、区裁判所の事件を地方裁判所の方へ移す管轄の合意は認めないということになりますから、そういう考え方をもつていて、しばしば指摘されますとおり、いつもやはり原告が简易裁判所の方でいいというふうに考えて訴えを起こしてきましたとしても、被告が地方裁判所でやりたいというふうに望むのであれば、これは地方裁判所へ移送をするということになります。それでも、わが国の不動産をめぐる訴訟といふもの、まるでこれが、たとえば簡易裁判所の事件であつても地方裁判所の事件を区裁判所の方へ管轄の合意をすれば簡易裁判所の事件であつても地方裁判所へ持つていくことができるということになりますので、一たん訴訟が始まつた後でも、当事者が結局合意をすると同じように、両方の当事者が望むというのであれば、これは移送するということに対するのがよろしいのではないかと思ひますけれども、わが国ではもともと当事者が合意をすれば簡易裁判所の事件であつても地方裁判所へ持つていくことができるということになりますので、一方たん訴訟が始まつた後でも、当事者が結局合意をすると同じように、両方の当事者が望むというのであれば、これは移送するということに対するのがよろしいのではないかと思ひますけれども、しかし、これは決して簡易裁判所を軽視するというようなことはございません。

それから、地方裁判所から最高裁判所の御説明によるところは二万件程度の事件が簡易裁判所に移るであろうという見通しだすでございますが、二万件の事件といふものが簡易裁判所へ行ったときの簡易裁判所裁判官、書記官、事務官等の負担の増加といふものを考えないでいいわけではありませんけれども、相手方被告の方がこれは管轄違いたいことを言わないで本案について応訴をしますと、その裁判所に管轄が生じて、そこで訴訟をやるのだということになつておりますので、そうすると、少なくとも競合管轄の場合には一応管轄はあるわけでございますから、その管轄のある裁判所からほかへ持つていくという場合も同じ時期で移送申し立ての制限がなされるということにならざるを得ないようになります。

そうなりますと、利害対立が深刻であればある

それから最後に、双方の合意による必要的移送でございますが、この点も、もともと管轄の合意というものがあれば、つまり初めから両方の当事者が、本来は簡易裁判所の事物管轄に属する事であつても、地方裁判所の方でやりたいという意をもつていれば、地方裁判所の管轄が生ずるわけでございます。

これは、たとえばわが国の母法であるドイツなどでは、地方裁判所の事件を区裁判所の方へ管轄の合意によつて移すのはいいが、区裁判所の事件を地方裁判所の方へ移す管轄の合意は認めないということになりますから、そういう考え方をもつていて、しばしば指摘されますとおり、いつもところでは非常に異例なことになるわけでございますけれども、わが国ではもともと当事者が合意をすれば簡易裁判所の事件であつても地方裁判所へ持つていくことができるということになりますので、一方たん訴訟が始まつた後でも、当事者が結局合意をすると同じように、両方の当事者が望むというのであれば、これは移送するということに対するのがよろしいのではないかと思ひますけれども、しかし、これは決して簡易裁判所を軽視するというようなことはございません。

それから、地方裁判所から最高裁判所の御説明によるところは二万件程度の事件が簡易裁判所に移るであろうという見通しだすでございますが、二万件の事件といふものが簡易裁判所へ行ったときの簡易裁判所裁判官、書記官、事務官等の負担の増加といふものを考えないでいいわけではありませんけれども、相手方被告の方がこれは管轄違いたいことを言わないで本案について応訴をしますと、その裁判所に管轄が生じて、そこで訴訟をやるのだということになつておりますので、そうすると、少なくとも競合管轄の場合には一応管轄はあるわけでございますから、その管轄のある裁判所からほかへ持つていくという場合も同じ時期で移送申し立ての制限がなされるということにならざるを得ないようになります。

○委員長(鈴木一弘君) どうもありがとうございました。

以上で参考人の方々の意見陳述は終了いたしました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

○寺田熊雄君 お二人の参考人の方々のお話を、

大変興味深く拝聴したわけあります。

まず、落合参考人にお尋ねをいたしたいと思いますが、お話では去年の七月ですか、五十六年の七月、この問題を法曹三者協議の議題とすることに合意をし、ことしの三月に合意ができた、そういうお話をどのようにお聞きしたんですか、原案が百二十万円とおっしゃたんですね。私どもが聞いておりますのは、何か百万円という原案だったというふうにも聞いておったんですけど、百二十万円だといふお話でちよつとびっくりしたのですが、そして回数は十回ぐらいお話をなさったというふうであります。そのお話し合いの中の主要な論争点ですね、これはどんなものであったのか。主要な部分だけ結構ですから、ちょっと簡単にお話し下さいますか。

それから、元來が簡易裁判所は少額軽微な事件を取り扱うということで、円熟した素人の裁判官に裁判をしてもらいたい、裁判をさせようということでお尋ねをしたようですけれども、現実には少なくも弁護士の間では、できるならば有資格者の裁判官に裁判してもらいたいというやつばかり希望が強いようです。その有資格者による裁判といふものと、人生経験豊富な練達の素人の裁判官を任命しているのかと聞きますと、やはりどちらに主眼を置くというわけにいかないので、両方の裁判官をミックスしてやっているのが現実ですといふことです。

そういうような答弁を受けるのですが、落合参考人とされましては、現実に実務をおとりになる立場で、これはどちらの方が望ましいとお考えになりますか。

それから、人的、物的の施設を充実するといふことを条件に今回の事物管轄の拡大に同意をした

というふうにおっしゃったように聞いたんです

が、その人的、物的施設の充実というのは、人的の方は主として増員なのでしょうか。それとも、いまお尋ねをした有資格者というようなことなのでしょうか。

また、資格がない人であっても、最高裁判所のさまざまな訓練といいますか裁判官的訓練を、あるいは教育といいますか、そういうことを経ればいいという御趣旨なのか。

それから、物的の施設についていま現に物的施設が不十分だという点をお気づきでしたら、それもおっしゃっていただきたいと思います。

それから、簡易裁判所と最高裁の裁判官の定年

が七十になつておりますね。最高裁の裁判官などに会つて聞いてみると、どうも六十五ぐらいがいいなど、このころは記録を十分読むのが少し

すが、私どもは、訴額で定めるというふうになつておることは事実でございますけれども、一体その訴額とは何を意味するのか。裁判所の御説明では

少額というふうに言つておりますけれども、少額

という中には、やはりこれは比較的簡易あるいは軽微というような概念が入つておるものというふうに私どもは解釈するわけでございます。

したがいまして、ただ一定の少額ということ

でござりますが、それにはどうしても建物まで競

合管轄の対象にするということであれば、そし

て、当事者の合意があれば必要的に移送する

べきであるという見解をとつておるわけでござ

ります。

しかし、現実に九十万ということになつたわ

けでござりますが、それにはどうしても建物まで競

合管轄の対象にするということであれば、そし

て、当事者の合意があれば必要的に移送する

べきであるという見解をとつておるわけでござ

ります。

そこで、私ども一体訴額はどの程度引き上げた

のか、あるいは引き上げる必要があるのか

どうかという点では、基本的には、できるだけ簡

易裁判所の訴訟は訴額を引き上げることを避ける

べきであるという見解をとつておるだけでござ

ります。

そこで、私ども一体訴額はどの程度引き上げた

のか、あるいは引き上げる必要があるのか

どうかという点では、基本的には、できるだけ簡

易裁判所の訴訟は訴額を引き上げることを避ける

やつていくことであれば、やはり社会の実情を知つておるむしろ有資格でない人の優秀なりっぱな裁判官をたくさん入れていただく方が望ましいのではないだろうかといふに思ひます。もちろん、有資格の裁判官も皆りっぱでござりますので、そういう方も全部ではなくても今日ぐらの数の方がおられるということも一向にこれは差し支えございませんけれども、簡易裁判所の本質からいいますと、いま言つたような老練、練達の人、必ずしも資格がなくてもそういう方にどんどんやつていただける方がいいのではないかと思います。

それから人的、物的施設の拡充でございますが、これはやはり現在でも不在院あるいは未開院等がございまして、それから特に不在院のような場合には一週間に一遍ぐらいそこに来てやるといふことで、地方によつては大変不便しておりますのでござります。やはりできるだけ迅速に処理をするためには、裁判官の増員といふことも当然必要になつてくるだらうと思ひますし、同時に私どものいろいろな調査によりますと、当事者の、あるいは裁判所に来る人のお世話をいろいろする関係上、書記官の負担がかなりあるようでござります。そして、裁判事務をうちに持ち帰つて整理しなければならないというようなところも結構ありますので、やはりこれは全体的に足りないのでないだらうか。

それから、一つには、全体的な問題だけじゃなくて個々的な問題として、大阪の吹田の簡易裁判所あるいは名古屋の中村の裁判所、あるいは東京では墨田ですか、幾つかそういう個別的な特殊性があつてかなり没落しているのではないか、あるいは今後没落していくのではないかと思われるところがございますので、総体的にも言えるけれども、やっぱり個々の特殊な事情にあるところの手

配などは十分にしていただきなければいけないのではないかというふうに思つております。

物的については、昨今いろいろ新宮の裁判所がたくさんできて大変便利にはなりましたけれども、それにしても、やはりまだ残つているところもあれば、あるいは新宮のところでもかなりもう窮屈になつてゐるところもあるやに聞いております。

それから定年問題でございますが、簡易裁判所の定年については、先ほど言つたような老練あるいは練達の人といふことになると、やはり七十までやれるのではないか。現に、調停でも八十過ぎても調停委員をやつておった時期があるのです。いまは七十をもつて大体定年としてほぼ七十以上の調停委員の方はなくなりましたけれども、調停でも、私も二十年ぐらい調停委員をやっておりましたが、七十を超えた人とも組んでやつたことがありますけれども、りっぱにやつていただける人がありますけれども、また当事者などもあるいは関係者も、十分心身の故障のない方に非常に心服して聞いておられるということも多くありますので、七十は通常ならば簡易裁判所においては相手ではないかといふように私は考えております。

○参考人(竹下守夫君) 先ほど御指摘のございました最高裁判所の事務量との関係で、第一審簡易裁判所で事物管轄を拡張すれば最高裁の負担軽減にはなるかもしぬれども、そういう御指摘でございまして、確

かにそういう御指摘もごもつともと思うわけでござります。

ただ、第一審地方裁判所にしておきましても、どうせ高裁は第二審が行くわけでございますが、同じに言うわけにはいきませんけれども、それほど、最高裁の場合ほど大きくは違わないようになります。理由は、先ほど落合参考人がおつしやった

ただ、それにしましても、私が申し上げましたのは、別に最高裁判所の負担過重を何とかして解消するために簡裁の事物管轄を広げることで考へられなければならないのではないか。

いうことはございませんで、要するに、簡易裁判所の事物管轄という問題が全体の司法制度の枠の中で考へられなければならないのではないか。常裁判所の枠内で処理すればいいではないか、簡裁は別だというふうなわけにまいらないのではないか、そういうことを申し上げたつもりだったわけでございます。

○参考人(竹下守夫君) いま落合参考人にお尋ねを申し上げた件なんですが、簡易裁判所の裁判官としてはやはり有資格者がいいか、いま落合参考人がおつしやつた、信望のある、そして人生経験豊かな素人の裁判官、これが望ましいか、この問題についてはどうお考えになりますか。

それからもう一つは、家庭裁判所は非常に大衆から親しまれてるという御感想をお述べになりましたですね。簡易裁判所についてはどうお考えになつていらっしゃいますか。

それから、裁判官の定年の七十歳の問題、落合参考人は現実に十分裁判官としての執務可能といふ御意見を述べられたんですが、先生はどういうふうにお考えになりますか。

○参考人(竹下守夫君) どうも失礼いたしました。先ほど落合参考人への御質問についてお答えするようないいお話をしたのに、どうも失念いたしました。

初めの簡易裁判所の裁判官の給源と申しますか、どういう方が簡易裁判事になられるのが適当と思うかという御質問でございますが、これは実際のところなかなか判断がつきませんで、私としましては、せっかく地方裁判所以上の裁判官とは違う性格のものとしてこの裁判所法が位置づけをして今日までそのとおり運用されてきたわけでございまして、今日確かに一部からは簡易裁判所

の裁判官に対する不満と申しますか、これでは不十分だというような御意見があるということを聞いてはおりますけれども、しかし、全体として

は、いまの簡裁制度が、簡裁事の不適格のためには、いかついていいというようなことにはならないのではないかと思うわけでございます。

そうしますと、やはり現在のよだな姿で運用され、また見ておりますので、さらに一層そういう設備関係、建物だけではございません、その他設備についても必ずしも十分ではないと言えます。

ただ、それに対しする不満と申しますか、これでは不十分だというような御意見があるということを聞いてはおりますけれども、しかし、全体として

は、いまの簡裁制度が、簡裁事の不適格のためには、いかついていいというようなことにはならないのではないかと思うわけでございます。

それから最後の、簡易裁判所裁判官の定年につけましては、これは私もやはり七十歳という程度でござります。どうも余りお答えにならずに恐縮でございます。

それから最後の、簡易裁判所裁判官の定年につけましては、これは私もやはり七十歳という程度でござります。どうも余りお答えにならずに恐縮でございます。

ことと同じでございますので、失礼をしていただきます。

○小平芳平君

時間の関係もありますので、両先

生に同じことを伺いたいわけであります。

それは、両先生ともすでにお述べになりました

簡易裁判所のあり方または簡易裁判所の充実強化

という点についてであります。この点については

設置庁数が五百七十五庁となつておりますが、先

ほど来お話をありましたように事務移転等十一、

未開院八、民事訴訟事務を取り扱わない庁三十

八、裁判官が常駐しない庁百四十九、二人庁四十

一、等のようであります。こういう状態におきま

して、落合先生からは簡易裁判所は何が任務か、

どうあるべきか、いまどうなつてているかといふよ

うな点についてお話をございましたが、そういう

点につきまして現在の司法制度のもとでも少しで

も改善できることはないものかどうか、お気づき

の点がありましらお聞かせいただきたいと思ひ

ます。

それから、時間の関係で申し上げてしますが、竹下先生からは、「司法行政権について」という先生の著書を拝見したのでございますが、この簡易裁判所の五百七十五庁という数が適當な数かどうか。

それから、時間の関係で申し上げてしますが、竹下先生からは、「司法行政権について」という先生の著書を拝見したのでございますが、この簡易裁判所の五百七十五庁という数が適當な数かどうか。

それは法務省と最高裁のどちらが判断する問題

なのか。あるいは法律の提案権は政府にあります

が、政府が提案し、法務省が提案し国会で決めた

といふことが最高裁の意思に反しているといふよ

うな場合は生じませんかどうか。そういう点につ

いて、お気づきの点があつたらお聞かせいただき

たいと思います。

以上です。

○参考人(落合修二君) 簡易裁判所というもののが、しばしばここでいま述べられておりますように、やはり何といましても庶民に密着して、そのために手軽に利用できるというところに本来の使命があるのだらうと思います。また、そのよう機能もしてきてると思うのでござりますけれども、ただいま御質問の中にありましたよう

に、事務移転とか、あるいは未開設とか、非常駐

とかいろいろございまして、せっかくその地区に

はないか。特に弁護士会でもそうだと思ひます。

四十五年にあれほど激しい反対をして附帯決議を

つけて通つたわけでございますが、その後、簡易

裁判所がどうなつて、いるかについては、シンボジ

ム等は開いておりますけれども、それほど今日

ほどきめ細かく検討はしてこなかつたわけでござ

ります。ましてや、今回競合管轄とか、あるいは

訴額が九十万という多額になると、いうふうな観点

には大変不便を來すし、また仮処分あるいは仮差

し押さえといった保全命令のように急ぐような場

合には、はるか遠くまで急いで行かなければなら

ないというようなこともあるようございまし

て、ぜひともこういった点はできるだけ、せっか

く開設することになつておるところでございま

すので、いろいろ他の要因があつらかと思ひます

けれども、ぜひこれは裁判所にも御努力願つて十

全な姿にしていただきたい。また、それには国会

の先生方にもそういうふうな方向で御努力願いた

いと思うわけでございます。

それから、設備あるいは人員の充実問題も、先

ほど言いましたように、個々的にはかなり問題が

ある部署がございます。今回の協議におきまして

は、われわれは裁判所に対しまして從来なかなか

見せていただけないような資料も含めまして資料

の提供をお願いいたしました。裁判所は、一般に

公表されている統計以外にも、かなり從来見せて

いただけないようなものまで資料を提供していた

として克明な検討を重ねました。

その中で、やはり個別的に、あるいは総体的

にもまだまだ不十分な点がたくさんあるではない

かという指摘をし、裁判所では大体充足しておる

というふうな言い方をされておりませんけれども、

私どもの実務家の各地の声からいたしと必ず

しもそうではないだらう、だからこそ今回も訴額

の引き上げをした後でもずっとこの簡裁問題をフ

ォローアップしていく必要があるということで、

先ほど寺田先生からは条件と言われましたが、こ

れについてさらに協議を重ねていくといふことを期待

しておるわけでござります。

○参考人(竹下守夫君) それでは、私からお答え

すべきことは二つだったと思ひますが、一つは、簡

門、部署でフォローアップされていなかつたので

はないか。特に弁護士会でもそうだと思ひます。

四十五年にあれほど激しい反対をして附帯決議を

つけて通つたわけでございますが、その後、簡易

裁判所がどうなつて、いるかについては、シンボジ

ム等は開いておりますけれども、それほど今日

ほどきめ細かく検討はしてこなかつたわけでござ

ります。ましてや、今回競合管轄とか、あるいは

訴額が九十万という多額になると、いうふうな観点

には大変不便を來すし、また仮処分あるいは仮差

し押さえといった保全命令のように急ぐような場

合には、はるか遠くまで急いで行かなければなら

ないというようなことがあるようございまし

て、ぜひともこういった点はできるだけ、せっか

く開設することになつておるところでございま

すので、いろいろ他の要因があつらかと思ひます

けれども、ぜひこれは裁判所にも御努力願つて十

全な姿にしていただきたい。また、それには国会

の先生方にもそういうふうな方向で御努力願いた

いと思うわけでございます。

それから、設備あるいは人員の充実問題も、先

ほど言いましたように、個々的にはかなり問題が

ある部署がございます。今回の協議におきまして

は、われわれは裁判所に対しまして從来なかなか

見せていただけないような資料も含めまして資料

の提供をお願いいたしました。裁判所は、一般に

公表されている統計以外にも、かなり從来見せて

いただけないようなものまで資料を提供していた

として克明な検討を重ねました。

その中で、やはり個別的に、あるいは総体的

にもまだまだ不十分な点がたくさんあるではない

かという指摘をし、裁判所では大体充足しておる

というふうな言い方をされおりませんけれども、

私どもの実務家の各地の声からいたしと必ず

しもそうではないだらう、だからこそ今回も訴額

の引き上げをした後でもずっとこの簡裁問題をフ

ォローアップしていく必要があるということで、

先ほど寺田先生からは条件と言われましたが、こ

れについてさらに協議を重ねていくといふことを期待

しておるわけでござります。

○参考人(竹下守夫君) それでは、私からお答え

すべきことは二つだったと思ひますが、一つは、簡

裁のあり方の充実強化という問題、それからいま

一つは、司法行政との関係でございますが、初めの

簡裁のあり方ということにつきましては、これは非

常に長期的に、一体これがわが国の司法制度

の中での簡易裁判所をどういう方向へ持つていった

のかといふことになりますと、これは非常に

に大きな問題になると思ひます。先ほども申しま

したとおり、当初考えられました構想というのを

純粹に貫いていくことになりますと、こ

れは司法制度にかなり大きな変革を要求すること

になるのではないか。それがもちろん実現可能で

ないのではなく、私は余り見通しは楽観できないよう

に思ひわけでございます。

そうなると、結局は一つの考え方としては、二

兎を追うようなことになりますが、民衆裁判所的

な考え方と、それから、しかし他方では、やはり

第一審機能を地方裁判所と分担するという役割り

と両方担つていくことになりますが、民衆裁判所的

いるのではないかという意味でござります。ただ、再検討というのは、実際に未開設ないしは不在でも何とかやっているのだからそれでいいじゃないかという意味ではなくて、そういうところは廃止にしてしまっていいじゃないかという方向で申しているわけではもちろんございませんで、現在の経済事情なり、あるいは人口の移動なしは交通事情というようなものを踏まえまして、果たして簡易裁判所を一体どこに設置するのが妥当なのか、国民の利用という面から見てふさわしいのかということをもう一度御検討いただいて、やっぱり必要だというところはこれは早急に充実していただかないといかぬのではないかと思うわけでございます。

その場合に、しかし充実と申しましてもこれは人の問題でございますので、どうしてもこれは定員増加、裁判官のみならず事務官、書記官の定員増加ということにならざるを得ません。しかし一方では、行政官側では大変厳しい状況に置かれているわけでございますので、一応司法部はそれとは別だと申しましても、なかなか容易に定員増加ができるとも思われませんので、最大限の努力をしていただきて、その中で合理的な配置をするというしか仕方がないのではないかと思うわけでございます。

上げるということであるならば、恐らくまた前み
たいな意見になつていつたか、あるいはもつとほ
るか別な形の結論になつていていたかもしません。
しかし、裁判所あるいは法務省の方でも、これに
対応する日弁連の意見も真摯に受けとめていただ
いたというふうに私ども思いますが、従来にな
い新制度を導入することによって、簡易裁判所の本
質を変えていくものではないというふうに私ども
は会内合意を得まして、この結論になつたわけで
ござります。

၁၂၁

改善することを条件というふうにあるいはお聞きになつたかもしませんが、私どもは、正確に申し上げますと、改善していくことについて従来余りやつてなかつた協議を重ねていく、その中でござります。

事物管轄の拡張が、細かいことを申し上げる時間はないんですけども、その本来の趣旨に照らして実現し得ないという簡裁のあり方の弱点をどうか、むしろ問題点を一層助長するものになるともうしても考へざるを得ないんです。

それは、一つだけ例を申し上げれば、簡裁全部とは言いませんけれども、かなり大都市ないしは

た証拠を提出して、それを裁判官が法律に従って証拠調べをやって、どういう事実があった、こういう事実があった、だからこれに实体法、民法なら民法をこういうように適用してこういう結論にならるということを判断し、その過程を一々記録に残していくというような形の訴訟のやり方では、どうしてもこれは一般庶民としては使えないのではないか。

は会内合意を得まして、この経緯がたしかれでござります。

それから、三者協議に入つて前と違った形となりましたけれども、これについては三者協議に対する若干の批判も内部的には実はありますけれども、しかし大方はこういう種の問題について法曹も、三者で十分討議をし、その上で法制審議会あるいは国会等で御審議いただく、という方針が最も望ましい。また、参議院の決議にも、さつき言いまして、たように、はつきり明示されておりますので、これを忠実に履行していくこと、ということで、時には不調に終わる問題もあるし、時には合意に達して解決する問題もあります。私ども必ずしも協議に入ったから、どんなことがあってもこれはまことにめなきやならないのだということではございません。しかし、双方の努力によって合理的な解決ができるならば、これにこしたことはないという精神で臨んでおります。したがいまして、今回は特

○山中郁子君 ありがとうございました。

竹下参考人に二点お尋ねをいたします。

いろいろなデータを述べられまして、日本における簡易裁判所は、設立の趣旨に照らしてみると、その目的が実現されているとは言いがたいと思うというふうに理解いたしました。

それに関連して二点お尋ねしたいんですけど、一つは、司法省のところから、つづら符

○参考人(竹下守夫君) まず最初の点でございま
すが、私が申し上げましたのは、簡裁の現実が本
來の目的に沿うものではないのではないかという
ことではございませんで、確かに立法に關係して
いた方々の間では、それからまた、政府の提案理
由の中にも一つの方向を目指すものがあった。し
かし、それが当初からそのまま全部法律ないし
は、あの当時同時につくった日本の司法制度全体

厳格な手続でやつたのでは当事者としてはどうにもわからぬ。小さな額の事件ですから、経済性から言って、すべて弁護士さんを頼むというわけにはいかない。国民が自分でやっぱり使える手続じゃないと困る。そこで、もつと手続を簡略化する必要があるだろうというのが一つでございます。

それから諸問題、先ほど私四つ申し上げましたけれども、これらの改善策を改善していくことを

条件というふうに私、最初言つたのかもしませんが、どのようなふうに変えていくかということは、実はまだ双方でてきておりませんので、より正確にこの点を申し上げますと、今回のこの法整備のとおり実施する場合には、この実施を含めまして簡裁の運営について改善をこれからしていく必要があるが、これについて法曹三者でさらに協議を重ねていくということを前提にしているわけだ

それからもう一つは、その問題に関連して、私も法律の専門家ではありませんので、素人の勉強の範囲でいま理解をしているところは、やはり現在の簡易裁判所のあり方自体も、確かに先生が指摘されたように、その設立の趣旨に照らして目的を実現し得ていると言えない状況というのはいろいろあると思わざるを得ません。しかし、その上に、四十五年の改正もそうですが、今回の

そこで、それじゃそれを純粹に特別な少額裁判所としての簡易裁判所であらしめるためにはどういう柱が必要なのかと、御指摘でございますが、一つは、やはり訴訟手続自体がもっと簡単になる、一々両方の当事者が、いわゆる対審構造といいま
すか、両方の当事者がそれぞれこういう事実があ
った、ああいう事実があつたというようなことを主張し、それを裏づけるために法律の規定に従つ

のについてはもう不服申し立ては認めない、一審限りでおしまいにするというような考え方。こういった考え方方は、イギリスのカウンティーコートと、いう県裁判所の手続でもとられているようござります。そういう考え方方が必要だろうし、それから第一審の方を、先ほど申しましたように厳格化して訴訟手続じゃなくするということになれば、これでは不服申し立てを認めたときは、むしろ不服申立てでは一からやり直しだというような考え方方

つてくる必要があるだらうと思います。不服申立てをすると、第二審は第一審の手続きとしてやかりしておいてもわなきや困るというふうに、逆に不服申立て制度が第一審の手続を規定するような面がござりますから、やはりそういうことも考えておかなければいけないのではないかということになると思います。

それからいま一つ重要な点は、やっぱりほかの裁判所との関係でございまして、簡易裁判所だけを一つの理念で実現しようとしても、これをどうしても日本の司法制度全体の一環でございますから、それじゃ簡易裁判所が特別な少額裁判所だと、それじゃほかの事件はどうなるのかといふ問題がどうしても出てくるわけでございますね。ほかの事件をほかの裁判所が受け持つわけでございますので、そのほかの裁判所の方をどういふ体制にするかということが、どうしても不可分に結びついてくるということござります。それが第一点でございます。

それから第二点は、今回の改正、それから四十五年の改正というものが、ただいま申しましたような簡易裁判の特別な少額裁判所としての理念というのにもどうも背馳する、ないしは背馳しないまでもそれを実現しにくい方向へ進んでいるのではないかという御指摘でございますが、そのことと自体につきましては、最初に私申しましたように、これは既存の今までの地方裁判所と簡易裁判所の負担の分担というものに実質的な変化を与えるものではないと思いますので、直接のお答えとしてはそういうことにはならないのではないかといふふうに申し上げることになると思うのですが、しかし御意見、御指摘のありました点は、それと同時に、今回二万件の事件が簡易裁判所へ移つていつたら、簡易裁判所の方が負担過重になつてしまふのじやないかという御指摘で、これは確かにそういう心配はあるだらうと私も思うわけでございます。

その点は、これはまさしく人事行政の問題でござります。それからもう一つは、大変素人っぽい原則的な質問で恐れ入るんすけれども、三権分立といふことから考えますと、法曹三者協議というものの

ざいますので、最高裁判所当局におかれましては当然御配慮いただけるものだというふうに私は考えているわけでございまして、同じ簡易裁判所どもあると思ひますので、そういうところへはしかるべき人員配置をしていただけるものというふうに考へておいでございます。

○中山都子君 ありがとうございます。

○中山都子君 ありがとうございます。終わります。

○中山千夏君 きょうはどうも御苦労さまでございます。

二つお伺いしまして、お二方それぞれ御専門の立場から御意見をお聞かせ願えればと思います。

まず最初は、小さな問題 小なことなんですけれども、簡易裁判所で家宅捜索の令状を出して

いるということです。これは簡易裁判所の性格、あるいは簡易裁判所の判事の性格というものから見まして、適当な仕事なのだろうかというふうにちよつと疑問を持っているわけです。と申しますのは、これは思想的な事件に關係して特によく見聞することなんですね。それをいろいろ家宅捜索がなされているんですね。それをいろいろ考えてみたり聞いたりしてみますと、どうも事務手続さえ完備していると警察は簡単に令状を取れるというような形になつてゐるらしい。果たしてそれで本当にいいのだらうかという疑問があるわけです。今度二万件という仕事がふえますと、ますます簡易裁判所は忙しくなつて、ますます事務手續さえ完備していればぱつと令状を出してしまふことになりますけれども、決してここで立法作業をするというわけではございません。時には、今回のような立法事項についての専門家あるいは当事者の当事者での話し合いということをやつておるわけだし、中には運用上の問題でいろいろ話す

ことがありますので、この辺も、事件が簡裁の方でまたふえますと、そういう点への影響も当然考えていかなければならぬかと思ひますが、これらもひとつ今後法曹三者でもいろいろ検討をしていくことになると思います。

それから、三権分立と三者協議の問題でございますが、三者協議は先ほどそのいきさつから、どんなことをやつておるかを詳しく御説明したつもりでございますけれども、決してここで立法作業をするというわけではございません。時には、今

とも当然あり得るわけでございまして、司法制度の改善について広くこの三者で話し合おうということ、そしてこの三者協議は、先ほど何回も申しあげますように、当院でそのように御指摘いただ

あり方というものにちよつと疑問が生じるんですけれども、このあたりはお二方はどう考えておられるか。

以上、二つお伺いしたいと思います。

○参考人(落合修二君) 刑事事件の令状の発出問題にちょっと入つてきましたので、私も的確なお答えができるかどうかわかりませんが、確かに私ども

刑事事件を扱つておりますけれども、令状の発給がかなり形式化して、もう少し光明に検討すべきではないかという事例は、いまの家宅捜索の問題に限らず、ときどきそういう経験を私どもいたしました。職後、簡易裁判所でいわゆる治安判事的なことから令状主義になったことはいいのですが、これを簡易裁判所の裁判官にもやらせるというこ

とになっておるわけで、その制度自体は私はそれなりに意味はあると思うのですけれども、問題は、裁判官の一つには意識の問題あるいは見識の問題、一つには、やはり忙しいところでばか忙しいという中からどうしても形式に流れやすいといふような結果ではないだらうか。制度そのものではなくて、やはり運用の中からそういうふうにがときどきあるのではないかというふうに思われます。

○参考人(竹下守天君) まず、第一点の簡易裁判所が捜査令状を出しているという点でございますが、これは率直に申しまして私、刑事関係専門で

はございませんのでよく実情を存じませんが、中山議員の方がよく御存じかとも思ひますけれども、制度といたしましては、令状を発付する要件等につきましての判断が簡易裁判所の裁判官、判事がやつたのでは不正確になるといいますか、誤るおそれがあるのではないかというような懸念は

したがいまして、三者で合意したからといって、また国会でそれが当然そのままそのとおりでなければいけないという理論的根拠はございませんので、決して国会の立法権を私どもが干渉しておるわけですが、それなりの効果を發揮しております。

三権分立とこの三者協議といふもの間には何らの矛盾的なものは存在いたしませんので、ひとつ御安心いただきたいと思います。

○参考人(竹下守天君) まず、第一点の簡易裁判所が捜査令状を出しているという点でございますが、これは率直に申しまして私、刑事関係専門で

はございませんのでよく実情を存じませんが、中

山議員の方がよく御存じかとも思ひますけれども、制度といたしましては、令状を発付する要件等につきましての判断が簡易裁判所の裁判官、判事がやつたのでは不正確になるといいますか、誤るおそれがあるのではないかというような懸念は

したがいまして、三者で合意したからといって、また国会でそれが当然そのままそのままそのとおりでなければいけないという理論的根拠はございませんので、決して国会の立法権を私どもが干渉しておるわけですが、それなりの効果を發揮しております。

三権分立とこの三者協議といふもの間には何らの矛盾的なものは存在いたしませんので、ひとつ御安心いただきたいと思います。

○参考人(竹下守天君) まず、第一点の簡易裁判所が捜査令状を出しているという点でございますが、これは率直に申しまして私、刑事関係専門で

はございませんのでよく実情を存じませんが、中

山議員の方がよく御存じかとも思ひますけれども、制度といたしましては、令状を発付する要件等につきましての判断が簡易裁判所の裁判官、判事がやつたのでは不正確になるといいますか、誤るおそれがあるのではないかというような懸念は

したがいまして、三者で合意したからといって、また国会でそれが当然そのままそのままそのままそのとおりでなければいけないという理論的根拠はございませんので、決して国会の立法権を私どもが干渉しておるわけですが、それなりの効果を發揮しております。

三権分立とこの三者協議といふもの間には何らの矛盾的なものは存在いたしませんので、ひとつ御安心いただきたいと思います。

○参考人(竹下守天君) まず、第一点の簡易裁判所が捜査令状を出しているという点でございますが、これは率直に申しまして私、刑事関係専門で

はございませんのでよく実情を存じませんが、中

山議員の方がよく御存じかとも思ひますけれども、制度といたしましては、令状を発付する要件等につきましての判断が簡易裁判所の裁判官、判事がやつたのでは不正確になるといいますか、誤るおそれがあるのではないかというような懸念は

したがいまして、三者で合意したからといって、また国会でそれが当然そのまま

ます。

それからもう一つは、大変素人っぽい原則的な

ことから考えますと、法曹三者協議といふもの

本弁護士連合会といふものとが内容を決めてしま

つて、実際上国会の審議が余り意味がないようなものになるというようなことがありますと、国会との関係で三者協議のあり方というのが問題になるかと思いますけれども、これはただいま落合参考人をおつしやいましたように、あくまでも三者の一応の意見調整ということだと私は了解しておりますので、国会の立法権ないし審議権を侵害するという心配はないだらうと思います。

それからいま一つは、行政権と裁判権との関係でござりますね。行政権の一翼を担っている法務省と最高裁判所とか事前に協議をしているという点については問題はないかといふ御指摘だと思いますけれども、先ほどもあちらの先生の御質問にお答えしましたように、立法権が法務省にございまして、裁判所関係事項についても裁判所がみずから法案を提出することができるんから、どうしても法務省と最高裁といふものが立法事項につきましては協議をして意見の調整をせざるを得ないという関係にあると思うわけでございますね。

それと、日本弁護士連合会はそういう意味では直接関係はないようなことでござりますけれども、これはやはり、いわゆる法曹三者の一翼を担当する団体でございまして、法律上認められているものでございますから、在野法曹の意見といふものも、立法をする際に法の内容に反映をしていいままでのつきましては、三権分立との関係での疑惑といふものはないといふふうに考えてもいいのではないかと、私はそう思つてゐるわけでござります。

○中山千夏君 ありがとうございました。終わります。

○委員長(鈴木一弘君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございました。

さいました。心から御礼を申し上げます。

午前はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩

件の試算も、御承知のとおり三十万円を超え九十万円以下の不動産訴訟の中でもあります。

その金銭訴訟の中で、最近事件が非常にふえていますのがクレジット関係、サラ金関係のものでござりますので、委員御指摘のとおりになります。

かといふふうに考えております。

おられますのが、何か統計みたいなものがあるんでしょうか。もしなければ、大体のところで結構でありますが、どういう事件が控訴されるか、ちょっと御説明いただきたいと思うのですが。

ふうに考えております。

その金銭訴訟の中で、最近事件が非常にふえていますのが、クレジット関係、サラ金関係のものでござりますので、委員御指摘のとおりになります。

かといふふうに考えております。

おられますのが、何か統計みたいなものがあるんでしょうか。もしなければ、大体のところで結構であります。

かといふふうに考えております。

午後二時五分開会

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○寺田熊雄君 簡裁の事物管轄等を改正する法律案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 簡裁の事物管轄の拡大によって簡裁の事件数がどの程度増加するであろうか、これにつきましては大体二万六千件ぐらい増加する、ただし六千件は地裁へバックするので純増は二万件ほどであるという御答弁がありましたね。

その增加する二万件の事件というのはどんな種類の事件であるか、前回の御答弁をいろいろそんたくをいたしましたと、ともかくクレジットの事件あるいはサラ金の事件、こういう金銭貸借の事件が最近急増しておるということでありますので、この点についてはどういう事件であるか、前回の御答弁をいろいろそんたくをいたしましたと、ともかくクレジットの事件あるいはサラ金の事件、こういう金銭貸借の事件が最近急増しておるということであります。

その増加する二万件の事件というのほんの三千件ほどであるといふふうな種類の事件であるが、前回の御答弁をいろいろそんたくをいたしましたと、ともかくクレジットの事件あるいはサラ金の事件、こういう金銭貸借の事件が最近急増しておるということであります。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 昭和五十五年で見ますと、簡易裁判所の民事事件のうち控訴されるものの七〇%以上が土地、建物等の不動産事件でございまして、今回の事物管轄が改正されると、司法委員制度の運用の状況についての質問がありますと、それの事件につきましては地方裁判所との競合管轄が認められている点から、地方裁判所でございまして、今回の事物管轄が改正されると、それの事件につきましては地方裁判所との競合管轄が認められるといふふうな事件で、このような事件が今まで三十万件で抑えられていたのがふえるのかどうか、こういうふうな疑問を持つわけであります。この点についてはどうおなお考えでしょうか。

○寺田熊雄君 先ほど午前中に二人の参考人の意見を聴取したのであります。その中で一人の参考人が、簡裁の事物管轄を拡大するというのは最も高い上告事件を減らす意味があるし、そういうような目的を持って簡裁の事物管轄の拡大を意図したことある。今回もそうだといふふうな指摘がありましたが、その辺のところはちょっとばらけおりました。そういうふうな指摘がありましたが、その辺のところはちょっとばらけおりました。今回もそうだといふふうな指摘がありましたが、その辺のところはちょっとばらけおりました。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 司法委員制度も、裁判に対する国民あるいは民衆の関与と密接な関係でございまして、非常に国民が直接裁判に関与するという意味で結構な制度だと存じております。

○寺田熊雄君 先ほど午前中に二人の参考人の意見を聴取したのであります。その中で一人の参考人が、簡裁の事物管轄を拡大するというのは最も高い上告事件を減らす意味があるし、そういうような目的を持って簡裁の事物管轄の拡大を意図したことある。今回もそうだといふふうな指摘がありましたが、その辺のところはちょっとばらけおりました。今回もそうだといふふうな指摘がありましたが、その辺のところはちょっとばらけおりました。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 司法委員制度も、裁判に対する国民あるいは民衆の関与と密接な関係でございまして、非常に国民が直接裁判に関与するという意味で結構な制度だと存じております。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 前回、事物管轄の改定が行われました昭和四十五年のときにも、最高裁判所に上告されます事件の数にはほとんど変動が見られなかったようでございます。

○寺田熊雄君 簡裁の事件の中で地裁に控訴されることは何か統計みたいなものがあるんでどうかといふふうに考えております。

○寺田熊雄君 おなじく、もしあれば、大体のところで結構であります。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) おなじく、もしあれば、大体のところで結構であります。

裁判事件ですと、上告は高等裁判所が取り扱う。しかし、いま局長の御説明ですと、むしろ最高裁判所に上告される率の方が多いと。その点には、今回の法案件はたとえ成立しても変化をもたらさないと考えてよろしいんでしょうね。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 前回、事物管轄の改定が行われました昭和四十五年のときにも、最高裁判所に上告されます事件の数にはほとんど変動が見られなかったようでございます。

○寺田熊雄君 おなじく、もしあれば、大体のところで結構であります。

第三部 法務委員会会議録第十六号 昭和五十七年八月十日 【参議院】

方が多いようでございまして、その意味では調停制度と似たような利用のされ方もされているわけでございます。

最高裁判所としましては、司法委員制度の設けられました趣旨はやはり今後とも十分生かしてまいりたいというふうに考えております。

○寺田熊雄君 一説によると、これは存在することに意義があるので余り活用されなくてもいいんだという御意見の方もおられるようあります。

なるほどそうかなという感じもするけれども、いままでの総務局長のお話だと、できるだけ活用したいとのことでありますから、今後のあなたの第一線裁判官に対する指導ですね、これを望んでおきます。

それから、昭和三十九年の臨司意見、これがちよいちよいやはり話題になりますが、当時の臨司意見が発表になりましたときには、日弁連、それから単位弁護士会、これの厳しい批判があつたことは皆さんも御記憶があると思います。私ども岡山弁護士会の場合でも、高等裁判所の支部が廃止になるようなことがあれば国連総辞退をもつて闘うというようないろいろな作戦を立て、ついに廻りどりのことを、まあ具体的な案として最高裁にあつたかどうかこれは知りませんが、そういうことをなしにしていただいて、いろいろ県、市、商工会議所、そういうものの努力、弁護士会のもちろん努力が中心になりましたけれども、広島高等裁判所岡山支部の新しい庁舎を建てることに成功をしたわけがあります。

これは岡山だけでなくして、函館にありました札幌高裁の函館支部は現実に廻りどりになつたんですね。そういう例もあり、かなり大騒ぎになつたわけであります。

〔理事小平芳平君退席、委員長着席〕

高裁支部の廻りどりとともに、簡裁の問題についてもこの臨司意見というものが大変思い切った意見を出しておりました。

第一が、簡裁を区裁判所に改称しろ、戦前の制度に戻せということでしょうか。それから整理統

合をしろ、事務移転をしろ、事物管轄を拡張しろ

というような意見でございましたので、これもこうどうたる非難的になつたわけであります。簡裁

一説によると、これは存在するものになつたわ

けであります。いまその後、最高裁判所のいろいろ御方針なり、また局長のお答えなどを吟味いたしますと、この臨司意見はもうすでに過去のものになつてしまつた、これを採用するような意

図は全くないというふうに私どもは受け取っておるわけであります。そういうふうな理解をしてよろしいでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 臨司の意見は、裁判所の設置問題につきましても相当広範にわたって意見が述べられておりますが、事、簡易裁判所について申し上げますと、臨司の意見でありますように、当時たしか三十九年の八月か九月に答申がございましたが、その当時で簡易裁判

所を裁判所に名称を改めて民事の事物管轄を三十万から五十万に引き上げるべきであるという意見であつたと思います。

なお、その中でも、どちらかというと五十万円に引き上げるべきであるという意見の方が強かつたようになっております。したがつて、当時の臨司の意見書としましては、明らかに裁判所化の方に向が出ていたものと存じます。現在私どもは、経済変動に伴いまして事物管轄の金額は引き上げられてまいつておりますけれども、設立当初の理念であります簡易裁判所のあり方といふものが変わつているとも思ひませんし、また今後変えようとも思つてはおりません。

ただ、簡易裁判所の数の問題につきましては、これまでにも当委員会でも答弁申し上げておりますように、私どもとしましても古くから検討している問題の一つではございます。設立当初と現在

とでは人口の分布、交通の事情等も非常に変わつてまいっておりますので、全国的な視野での裁判所の有効な利用という点から考えますと、配置の問題といふものにつきましては今後とも検討はし

だ單純に事件数が少ないがら、あるいはそういうた面から、行政的な効率が悪いという面からだけでは律しきれないほど国民の権利義務にかかる重要な問題だと認識しておりますので、十分国民の皆様方がこれでいいのだというような方向が打ち出されるのでなければ手をつけるべきものではないという考え方であります。

○寺田熊雄君 いまの局長のお答えで私どもも結構だと思います。余り合理化至上主義で、ことに行政効率、財政効率というようなことだけで大衆の便、不便を考慮しないで事務移転などやつてもらつては困る、これはわれわれも全力を挙げてやはり反対をせざるを得ないということでありましたので、いまのそういうお考えで、大衆の便宜と国民のそれによって受ける福祉のいいというこ

とを中心にお考えをいただきたいと私ども考えております。

それから、いまちょっと局長おっしゃつたけれども、最近人口が急増するとかいうようなことで簡裁の位置を変えるとか、あるいは事務上の特段の処理をするとか、何かそういう必要が起きた具体例がありましたら、御説明いただきたいたいと思

ます。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 仰せのとおり、人口急増地帯といふものも各所にいま見られるところだと存じますが、具体的な形で、あるところに簡易裁判所を設置すべきであるというような話は承知しておりません。

○寺田熊雄君 また最近、事件の処理が著しくおくれている簡裁があることが指摘されたというよう

なことも午前中の参考人の意見陳述の中にあつたわけであります。何か吹田であるとか愛知中村であるとかいうような具体的な裁判所の名前も指摘せられておりましたが、そういう裁判所が全國で具体的にどの程度あるのか、あるとすればそ

の原因は何なのか、その辺をちょっと御説明をいただきたい。

これまでにも当委員会でも答弁申し上げておりますように、私どもとしましても古くから検討して

いる問題の一つではございます。設立当初と現在

とでは人口の分布、交通の事情等も非常に変わつてまいっておりますので、全国的な視野での裁判所の有効な利用という点から考えますと、配置の問題といふものにつきましては今後とも検討はし

てまいらなければならぬと思つております。た

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 確かに、御指摘の吹田簡易裁判所、愛知中村簡易裁判所あ

るいは墨田簡易裁判所について見ますと、ここ一、二年民事訴訟事件が急増いたしております。これで全国的に見ますと、いま手元に細かい資料はございませんけれども、あるいはそのほかにも相当数の皆様方がこれでいいのだというような方向が打ち出されるのでなければ手をつけるべきものではないという考え方であります。

○寺田熊雄君 いまの問題と関連をいたしまして、他の一般的な損害賠償請求事件あたりの金銭訴訟事件、土地、建物事件等の伸びはそれほどございません。事件の伸びていている簡易裁判所が急増していることが原因でございまして、他の一般的な損害賠償請求事件あたりの金銭訴訟事件、土地、建物事件等の伸びはそれほどございません。

○寺田熊雄君 いまの問題と関連をいたしまして、今回の法案に對して全司法労働組合中央執行委員会、これが反対する見解というものを私どもの方に配付してまし

て、その理由つけの中でこういう一文があります。「簡易裁判所の現状からみた場合どうか。」こういうタイトルがついておりまして、

前回三〇万円に拡張された一九七〇年の前数年は簡裁の民事通常訴訟受理事件数が減少傾向にありました。が、今回の場合はこの数年来簡裁の民事事件が急激に増加を示しており状況に大きな相違があります。すなわち、一九八〇年に

は七万五、五五二件に達し前回の拡張で大幅に増加した一九七一年の七万五〇九四件を追い越していまします。また同じく調停事件が約三〇パーセント増(四万八四四七件)六万二七一件)督促事件が約六三ペーセント増(二一五五六件→三四万二二〇九件)というように激

増し、かつ、その後も引続き大幅な上昇傾向にあります。一方、職員数の方は欠員の不補充、相次ぐ地方裁判所への人員引抜きによって、簡裁の事件処理はすでに飽和状態にあるといえますし、窓口相談や口頭受理をはじめとする住民サービスも低下しつつあります。このような状況にもかかわらずいま訴額を一挙に三倍に拡張されるとならば、増員が期待されない以上簡裁は

裁判本來の役割はますます形がい化することが明

らかです。

こういう一節がある。これが本當であるとする
と、確かにこの法案はいけない、あしき法案であ
るということにならざるを得ないんですね。

「簡裁はマヒ状態に陥り、職員の健康破壊がす
すみ、簡裁本来の役割はますます形がい化する。」
悪事が三つも重なっています。これはあれです
か、最高裁にはこういう全司法の反対意見とい
うのは行っておりますか。行っておるとすると、こ
の中の内容はこれは真実かどうか、これは当然吟
味せざるを得ないと思うんですね。これが真実で
あれば、最高裁は手を打たなきゃいけない。これ
はどうなんでしょう。これをちょっとお聞きした
いです。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 全司法労
働組合の御意見は書面でも拝見いたしております
し、私自身も直接本部の役員の方にお目にかかる
て、全司法労働組合側の現状認識を聞かせてもら
い、あるいは要望も聞いております。私どもの認
識と全司法労働組合側の認識とは相当の開きが
ございます。

確かに事件数、ここ二、三年をとつてみます
と、民事訴訟事件につきまして相当数の増加がござ
りますけれども、しかし、なお前回の改定直後
であります昭和四十六年当時の事件数と昭和五十
五年とを比べますと、昭和五十五年は昭和四十六
年の九〇%弱にとどまっております。また、調停
事件数が相当ふえてまいりておる点も事実でござ
ります。これは昭和四十九年でしたか、調停制度
の改革によりまして、調停の充実強化ということ
に力を入れまして次第に伸びてまいったのだと思
います。

国民に親しまれる、手近なところで事件の受理
を受けられるという簡易裁判所の性格から考えて
みますと、調停事件が伸びてまいりること
は、ある意味では簡易裁判所がよく利用されてい
るということで、結構なことだと考えておりま
す。したがいまして、私ども、ここ数年当委員会
におきましても御審議いただいております毎年の

裁判所職員定員法で増員をお願いしてまいりてい
るわけでございます。

それから、督促事件が非常にふえている点も確
かでございます。この督促事件は、よく話題に出
ますクレジット関係、サラ金関係といったものの
事例があえたことによるものだと思われます。他
方、過料ですか、和解ですか、公示催告ですか、
とか、仮差し押さえ、仮処分でありますとかいっ
たような民事事件は非常に減ってまいっております。
これらの点から見ますと、私ども職員を配置す
るに当たりましては、毎年、一、二年前の新受事
件等をにらみながら、できるだけ全国的な規模
で、高裁にも地裁にも簡裁にも適正な人員を配置
することに相努めておるわけでございまして、昭
和四十六年からしばらくの間は、確かに簡裁の事
件が減つただけに、その分地方裁判所の方に回
たということもあるうかと思いますが、また最近
では簡易裁判所の事件が伸びておられますけれど
も、それ以上に地方裁判所の民事事件の数があ
え、事件の内容において困難な事件があえてまい
ております点から、簡易裁判所の事件数の伸び
と人員のそれにに対する伸びというものが十分運動
していいかも知れません。

しかしそれは、いま申しました地方裁判所の事
件の伸びなり複雑困難性が大きいがゆえに、事件
が少々あてもそれで晦い得るという観点からの
ものでございまして、一般的に見ますと、あらゆ
る裁判所について事件があえてまいりております
ので、私は今後とも毎年お願ひいたしております
ので、私どもは十分努力をして、できるだけ簡易
裁判所のところでも人手が足りないと
いうほどことは言つておらなかつたようになります。
相当規模のところで忙しいのだというよう
なことは、確かに私ども聞きました。

しかしながら、ただいま申し上げましたよう
に、どこの裁判所も暇であると私どもも決して思
つてはおりません。簡易裁判所の中にも相当忙し
いところがあることは事実でござります。しか
し、裁判所は簡易裁判所だけではございませんの
で、裁判所は簡易裁判所だけではございませんの
で、地方裁判所、高等裁判所についても私どもと
しては適正な人の配置ということに相努めなければ
ならないわけでございまして、事件数その他の
動向を十分踏まえて人の配置、手当てをいたして
おるつもりでございますので、ただいまの現状で
はまあまあの適正な配置が行われているというふ
うに考えております。

○寺田熊雄君 簡単にちょっと結論だけ伺いた
いんだけれども、この簡裁が「マヒ状態に陥り、
職員の健康破壊がすすみ」云々というのは「明
らか」だという、この点はどうなんですか。どう
いうふうに認識していらっしゃいますか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 私どもと
しましては、ただいま申し上げましたように、

全国的な視野におきまして、限られた人数を適正
に配置しておるつもりでございますから、特に簡
易裁判所につきましてそういう状況があるとい
うふうには考えておりません。

○寺田熊雄君 それで、こういうふうな認識なり
見通しを全司法が持つてあなた方に交渉に来るわ
けでしよう。そうするとあなた方は受けて立つ。
話合いの方は当然あるはずですね。あなた方は
全司法の諸君にあなた方のお考えを述べられる
と。先方はそれであなた方の意見に納得しました
か。やはり納得しないで、あくまでもそれは納得
できません、実情と違いますと言つてがんばるの
か、その辺のところはどうなんでしょうね。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 御承知の
ように、簡易裁判所は全国に五百以上ござります
ので、非常に規模の小さい所から大きめて規模の
大きい所までばらつきがござります。非常に規模
の小さい所、これはしたがつて事件数がきわめて
少のうございますので、そういったところについ
てまで全司法労働組合の方でも人手が足りないと
いうほどことは言つておらなかつたようになります。
相当規模のところで忙しいのだというよう

なことは、確かに私ども聞きました。

しかしながら、ただいま申し上げましたよう
に、どこの裁判所も暇であると私どもも決して思
つてはおりません。簡易裁判所の中にも相当忙し
いところがあることは事実でござります。しか
し、裁判所は簡易裁判所だけではございませんの
で、よくその意見に耳を傾けて、そしてこういう
不満が出ないよう十分適正な措置をしてもら
たい、それを希望したいんですが、いかがでしょ
う。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) あるいは
私の御説明の仕方が不十分であったのかもしれま
せんが、私どもも全司法労働組合の言うように、
簡裁の中にも相当忙しいところがあることはその
とおりだらうと思います。しかも、今回大きい簡
裁につきましては相当数の民事訴訟事件が移るわ
けでござりますから、そういったところを、何所と
までははっきりは申せませんけれども、相当の数

ておりますけれども、こういう全司法の反対意見
などを見ますと、多少正面に言つてどうかなとい
う感じもしないではないわけですね。

そこで、できれば参考人に全司法の労働組合委
員長を呼んでその真偽を確かめてみたかったわけ
であります。が、諸般の事情でそれがかなわなかつ
たので局長にお伺いするということになるわけで
すが、局長の御意見を伺うと大丈夫です、賄えま
すと、忙しいのは簡裁だけではありません、まあ
それはそうだろうけれども、われわれも忙しい
ですから、それはわかるけれども、賄でも困るん
だから、それはわかるけれども、やはり全司法の
言ふことは根っから根拠のないことを言つては
いけないにとるべきではないわけで、それなり
のやはり根拠を持ち、その呼びにはそれなりの切
迫した空氣あるいは真実性が込められておるよう
に思うわけです。

ですから、これはやはり最高裁判所が何か全司法を
めんどうくさがつたり嫌がつたりせずに、やはり
ぼくは、職員を代表する労働組合でありますので、
よくその意見に耳を傾けて、そしてこういう
不満が出ないよう十分適正な措置をしてもら
たい、それを希望したいんですが、いかがでしょ
う。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) あるいは
私の御説明の仕方が不十分であったのかもしれま
せんが、私どもも全司法労働組合の言うように、
簡裁の中にも相当忙しいところがあることはその
とおりだらうと思います。しかも、今回大きい簡
裁につきましては相当数の民事訴訟事件が移るわ
けでござりますから、そういったところを、何所と
までははっきりは申せませんけれども、相当の数
の簡易裁判所につきましては人手の手当てをする
必要も出てまいるだらうと思っております。裁判
所全般につきまして事件数の伸びが大きくて、私
ども裁判所職員の現在の数が十分であると決して
思つてはいるわけではありませんで、そこは厳し
い財政事情の中におきましても毎年じみちな努力

を重ねてまいらなければならぬと思つております。

特に、簡易裁判所につきましては、今回の事物管轄の改定によつてどこも手当をしなくていいとさうふうには私どもも思つておらないところでございまして、事件の移りの推移を見ながらその辺は十分考えてまいりたいと思つております。

○寺田熊雄君 いまの局長の御答弁の中には、今後やはり全司法労働組合と十分話し合つてこういふ不満が起きないように十分努力していきたいといふ、そういうお考えはちょっとなかつたようだ。思うのだけれども、やはりよく全司法労働組合の意見を聞き、十分謙虚に話し合つて、正しいものであればそれを取り上げていくという気持ちがあつてほしいと思うんですよ。いかがでしよう。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 委員御指摘の点は、今後も十分努めてまいりたいというふうに思います。

○寺田熊雄君 それから、簡易裁判所が少額軽微な事件、これは民事、刑事でも、たとえば賭博であるとか窃盗、横領というような非常にボビュラな、われわれの容易に理解し得る事件、こういうものについて迅速に裁判をしていく。そのためには資格者に限らない、人生経験の豊富な信頼し得る素人の裁判官を登用する、それでいいと思うんですね。いいけれども、また一面、民事事件など、とかく弁護士の仲間で不満が起きる。さつぱりわかつておらぬじやないかというような不満がある。それから、長いものに巻かれると、いふ傾向があつて、いわゆる裁判官的な良心というようなものが少し欠けておりはせぬかという不満が起きる。

そういうことを考えますと、この間も局長たしかおつしやつたと思うけれども、これからも裁判官の質を高めていく、十分いろいろな方法を用いて法律的な教養を高めていきますということをおつしやつたですね。それは結構だと思うので、裁判官的良心なんというのはそろそろで教えたからすぐ生まれるものじゃないので、これは裁判所の霧

団氣といいますか空気で自然に醸成されていくと、いうものでしようから、そういう点ですぐれた裁判官を一人でも多く配置すれば周囲に影響を使つて、いくのでしようが、いろいろな方法を使つて、素人の裁判官であつても弁護士会が不満を持たないよう、十分教育面、指導面で御尽力をこれらもひとつお願ひしたいと思います。この点いかがでしようか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 前回、たしか担当の人事局長が御答弁申し上げたのかと存じますが、簡易裁判所は必ずしも有資格の裁判官でなくとも裁判できる、そのためいろいろな簡易手続もつくられているという点もございまして、有資格の裁判官、特別に任用されました良識ある裁判官——有資格の裁判官も良識がないといふわけでは決してございませんけれども、学識経験のあるという点で選ばれた特別任用の裁判官、それらの種類の裁判官がある程度まじり合つた中で行われていくというところに、簡易裁判所の一つの特色もあるようになります。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) ついで任用の試験も厳しく行われており、採用後の研修も司法研修所で、あるいは司法研修所の研修を終えました後は大都市の先輩の大ぞいおられる裁判所で十分訓練を受けて独立簡易裁判所の方に参考運用になつておりますので、その点は今後とも十分行われることであろうと思います。

○寺田熊雄君 最後に尋ねをするのは、毎年のこととあります、これは法務大臣にもお尋ねをいたしたい。

まず、最高裁の方では、日弁連の方で強い希望があるのは国選弁護料の引き上げの問題であります。これは私ども毎年陳情を受け、そして私どもなりの努力も多少はいたしております。しかし、こととは何やら末曾有の財政難で片つ端から削り取つてやろうと大蔵大臣を初め大蔵の官僚

が大変意氣込んでおるようだ、だから皆さんのこれが突破してこれを説得して予算をふやすということがいかにむずかしいか、私どもよくそこは理解しておりますけれども、しかし大蔵当局の武者ぶりに恐れをなして引込んでしまつては困るわけであるからして、こちらも身構えて突進をして、できるだけ多くのものを取つていただきたい。それでないと、やはり日弁連その他の期待を裏切つていろいろの面で支障を生ずるわけがあります。

最高裁におかれは国選弁護料の、そして法務大臣におかれは、いつものことあります、法律扶助協会への補助金の問題、あるいはお二方ともいまお話をございました裁判官の増員の問題、あるいは登記官その他登記所職員、法務局職員の増員の問題、難関ばかりでありますけれども、ぜひひとつ予算の獲得の面では獅子奮迅の御活躍をお願いしたいと思うわけであります。いかがでしようか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 内閣へ提出いたしました昭和五十八年度の概算要求につきましては、今月末に予定されております最高裁判所の裁判官会議において確定されますので、まだ明確なことは申し上げられませんけれども、国選弁護報酬につきましては、これは憲法に基盤を持ちます刑事司法における人権保障のためとなるものでございまして、毎年のことではござりますが、最高裁判所といたしましては最大限の努力をし、最重要事項として要求し、それなりの成果を上げてまいつたと思っております。

来年度につきましても、従前の態度を改めることがなく十分努力してまいりたいと思つております。また、増員につきましても、裁判所が十分な機能を果たしますためには毎年欠かせない問題でございまして、これも例年どおり最大限の努力を払つてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(坂田道太君) 法務省の来年度の予算につきましては、ただいま作業を重ねておるところでございます。

何を申しましても、國の秩序維持とそれから国民一人一人の権利保全という非常に大事な職務を務めたいとしておる省でございますから、行政改革の非常に厳しい予算査定の状況にはございまして、でも確保しなければならない、そういう気持ちでおるわけございまして、登記所関係の問題につきましても、ひとつ最大限の努力を払う覚悟でござります。

○寺田熊雄君 終わります。

○小平芳平君 午前中の参考人の御意見についてですが、お二人とも今回改定そのものには賛成であるというような御趣旨。特に手続的な面等において若干の注文はつけられましたけれども、原則的には賛成であるというふうに伺つております。ただ、お二人とも一致して強調されたことは簡裁の充実強化であります。

あと私もわずかな時間であります。この点について御質問したいのですが、初めに二者協議の過程で裁判所側は競合管轄を土地事件のみに限定するとの意見であつたというふうなお話がありましたが、裁判所側として建物も含むことにした事情について御説明をいただきたい。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 当初、土地事件についてだけ競合管轄を認めることがでいかがかというふうにいたしましたのは、同じ不動産訴訟とは申しましても、土地事件と建物事件とは相当ないいろんな面での開きがあるというふうに考へたわけでござります。土地は基本的な不動産訴訟は相当地域的な面での開きがあるというふうに考へたわけでござります。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 地事件についてだけ競合管轄を認めることでいかがかというふうにいたしましたのは、同じ不動産訴訟とは申しましても、土地事件と建物事件とは相当地域的な面での開きがあるというふうに考へたわけでござります。

離は土地については相当大きいけれども、建物についてはさほどではない。建物については相当大きな建物の明け渡し、あるいは建物取去、土地明け渡しといったような事件もございますけれども、中にはアパートの一室の明け渡しを求めるものも建物訴訟の範囲に入るわけでございまし

て、それらの点から考えますと、この際競合管轄を認めるのは土地事件についてだけでよろしいでないかというのが当初の考え方であったわけでござります。

しかしながら、建物を収去することによって実

際には土地の明け渡しが求められるというような事件も相当多くあって、建物訴訟というのは建物だけの経済価値の問題では済まされないというような日弁連側の御意見、それから日弁連が三者協議を成立いたさせます前提として、各単位弁護士会にアンケート調査した結果の単位弁護士会の御意見としては、一會も残さず建物訴訟についてもやはり土地訴訟並みに競合管轄にすべきであるという御意見が出てまいつたという点を踏ままして、私どももそれは一步進めて建物訴訟についても土地訴訟同様の扱いをいたすことに踏まつたわけでございます。

○小平芳平君 次に、裁判の効率的な運用を図るために地裁と簡裁の分担、これは三十万円が九十万円で分担を決めようというわけではないけれども、しかし、現実の問題として、簡裁には全く別系統の事件が行くというような別の制度はない。同種の事件が地裁に行き簡裁に行く、また簡裁に行き地裁に行くというふうな現在の制度で、裁判所としてはどういう割合が適当と判断されますか、伺いたいわけです。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 簡易裁判所発足当時の事情を見ますと、簡易裁判所設置の当初の審議の過程におきましては、あるいはアメリカの少額裁判所といったような制度を見習つたという点はあるようございます。

しかしながら、発足いたしました簡易裁判所は、確かに比較的少額軽微な事件を簡易裁判所でありますとか、調停事件でありますと

か、あるいは刑事で言えば令状事件でありますと

かいつた、令状は地裁も扱いますけれども、地方

裁判所が扱わない事件を相当簡易裁判所の取り扱う事件と決めたわけでございますが、事、民事訴

訟事件について見ますと、訴訟物の価額によつて

比較的少額なものと簡易裁判所が扱い、そうでな

いものを地方裁判所が扱うということでお互いに第一審の民事訴訟を分担し合うという形で発足

したわけでございます。

経済変動に伴いまして、その額はスタートの五

千円から今日の三十万円に切り上がってまいつた

わけでございますが、特にと申しますか、今回の九十万円への引き上げについて考えてみますと、

地方裁判所と簡易裁判所とがどの程度の民事訴訟

事件を分担し合うのが適当であるかという思考を

前提としたものでは決してございませんで、昭和四十五年当時三十万円以下の民事訴訟事件は簡易

裁判所が取り扱っていたのですから、それを現在の経済価値に引き直すと十分九十九万円に

達するわけでございます、ある意味ではこの改定が行われませんと、国民が簡易裁判所を身近なところで利用するということが次第に利用しにくくなつてまいつておると言えるのではないかと思ひます。

また、それとあらはの問題でござりますけれども、それだけに、地方裁判所の方に比較的少額な事件が参考のことによって地方裁判所が非常に重い負担を負つてきている。こういった点から、昭和四十五年当時扱うことにしてさせた程度の事件を、今回経済変動を勘案して簡易裁判所で取り扱うことにしてはいかがかという発想からのこととでござつてゐるわけではござります。

○小平芳平君 分担割合がどの程度が適当かといふことが基礎になつて、基礎になつてお願いしているわけではありません。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 金額的に

せんので、不動産訴訟の地簡裁競合管轄さらにあらゆる事件についての当事者双方の希望による地

裁への必要的移送という新しい制度が盛り込まれておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○小平芳平君 それから、前回の委員会で最高裁

当局は、簡裁の未開庁については今後も開庁する意思がないかのような答弁をされました、将来とも開庁の見通しがないのに法律では決めてある

ということ、その辺の矛盾はどう説明されますか。これは最高裁と法務大臣にお尋ねしたい。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 未開庁につきましては、戸舎ですか敷地の確保が困難な

事情がございまして、今日まで開設されていない

実情にあることを前回申し上げた次第でございま

すが、一方、相当期間三十年以上の時間の経過とともに、その後の交通事情ですか人口分布の

変化によって、未開庁の大多数の府につきましては、その管内の事件数もきわめて少ないか、あるいは大阪などの都会地におきましては、事件数は

あるにいたしますても、近隣の既設の簡易裁判所に行きますのにきわめて時間もかかるといつて

いるわけではありません。

それで、當面開設しないのであれば廃止しない

こととするとともに、現在執務しております簡易裁判所の充実強化の一層力を注ぎたいというふうに申上げたわけでございます。

それで、當面開設しないのであれば廃止しない

ことはなぜかという点もあるわけでございますけれども、いかがでしようか。なるべく具体的

ども、私どもいたしましては、事務移転ある

いは未開庁をどのように扱うべきかという点につきましては、あくまでも戸舎ですか敷地の状況、事件の動向といつた事実的な側面の問題であ

りますけれども、最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残っておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の弁護士会の御意見も聞きながら、制度のあり方につきまして十分研究してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見がありましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つたわけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残っておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残ておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残ておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残ておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残ておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残ておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残ておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残ておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残ておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の根本的な検討をせずに、私ども一存で、これは現在のところ開設されないからもう法律上も廃止してしまつていいというふうに決めかねるわけでございまして、そういう点から、現在未開庁が八庁ほどそのままの状態で残ておりますので、分担割合は、昭和四十五年当時

より、二万件簡裁に動くと試算した結果によりますと、地裁の方が多くなつております。

○國務大臣(坂田道太君) 未開庁、事務移転、民訴事務非取扱所、これらの問題は、いずれもこれまでにつきまして恒久的な方策を講ずるには簡易裁判所制度全般につきまして根本的な検討を要するところであるというふうに考えるわけでございまして、

現在、裁判所におきましては、簡易裁判所の訴訟手続の運用面におきまして努力をされておると聞いておりますが、また、先般の三者協議会におきましても、簡易裁判所の問題につきまして種々意見の交換がなされたというふうに聞いておりますし、また、裁判所の方でもこれを踏まえいろいろ御検討になつておるというふうに思ひます。

○小平芳平君 ただいまお話をありました今回の事物管轄の三者協議のときに、簡裁の運営について最高裁並びに法務省からはどういう御意見があ

りましたか。弁護士会の御意見は午前中伺つた

わけですが、その弁護士会の御意見の中には、法務省それから最高裁の二者とも積極的に取り組む

ようなお話をあつたかのようにおっしゃつておられましたが、いかがでしようか。なるべく具体的

にいふと、簡易裁判所の設立、廃止といつた法律の改正にかかる問題につきましては、裁判所全体の配置のあり方、簡易裁判所の役割りといった制度の

に、こうしたことと/orのがありましたら挙げていただきたいです。

○政府委員(千種秀夫君) 細かい運用の問題は裁判所の方からまた御説明があるかとも存じます。が、三者協議会におきましてこのテーマが議題になりました際、弁護士会と裁判所の意見がかねて対立しておるような状況のもとで、法務省がどちらかといいますと中立的な立場でいろいろ議事を進めたという経緯がございます。

そういう経緯から申しまして、一般的なことをまず私から御説明申し上げたいと思いますが、この問題がやはりテーマとして裁判所の方から提案されました際に、まず問題になりましたことは、昭和四十五年の改正の際に、国会におきます衆議院また参議院の両法務委員会におきます附帯決議の問題がございました。

その中身といふものは、「一言で申しますと簡裁の充実強化ということになりますか」と思ひますけれども、その各具体的な問題につきましては、この委員会におきましてもときどき引用されております。その中に、日本弁連のシンボルと申しますか、研究をなさった本が出版されております。その中に、日本弁連の意見もかなり詳細に出ております。こうしたことについて一体どうするかということが、まず弁護士会側の方からいろいろと質問がございました。資料をもつていろいろと説明を申し上げようと、そういうことからこの問題の議論が進められたわけでございます。

そこで、まずこの問題を取り上げる最初に、裁判所の方から簡裁の充実強化に関する具体的な統計資料を十分用意されまして、事前に二月ほど前からお渡ししておきました。それで、その説明をすることから話が始まったわけでございます。その際に、人的・物的・問題、事件数の問題、それからさらに詳細に申しますと、一律にといいましても全国的に見て忙しいところと普通のところと、それから暇などあるところとある。たびたびここでもお話を出ておりますけれども、民事

訴訟を取り扱わない所であるとか、裁判官が常駐しない所であるとか、一人厅、三人厅というものは一体どういうふうに運用されておるかとか、せめて裁判所に徹底してもらいたいとか、定型訴状はあるというふうな意見はどうであるとか、せめて実態としては依然として未開院が何カ所もあるということは、夜間調停がなぜできなくなつたかとけれども実際に窓口に行つてみるとどうもよく見えないとか、窓口が不親切であるとか、調停については、そういうたった細々した問題を逐一説明し希望を聞きたいことから話が進んでいったわけでござります。

その説明の後に、金額を幾らにするか、それに付いては附帯決議もあるが不動産についてはどうするか、そういう提案がなされましたわけでございません。金額が提出されるにつきましては、たしか四、五回そういふ説明なり議論が進んだ後であつたと承知しております。

そういうことから、提案がございました後についても、いろいろ充実強化について検討をしておりました。初めから金額が幾らというようなことで提案がなされたわけではございません。金額が提出されるにつけましては、たしか四、五回そういふ説明なり議論が進んだ後であつたと承知しております。

それで、いろいろ記憶しております。そして、国会の法案提出期限というものもございまして、三月ころに急遽何度も重ねて議論をしたのでござりますけれども、この際、余り急いでその結果についてはここで見きわめがつかない、大体の意向とし

てはこの法案のようとしてもよろしい、しかし法律

が成立した後、いわゆるアフターケード申します。これは、国の裁判制度の基礎になる問題でござりますので、法律で定めるのが適当という判断で、法律の規定するところとなつたと理解しております。

憲法には、裁判所の規則制定権が規定してございまして、これがどの程度の範囲までできるかと

いきましては、国は裁判制度の基礎になる問題でござりますので、法律で定めるのが適當という判断によれば、これは考慮しなければいけないので秋になつたらまた運用について協議しよう、そういうことを決めまして、この法案の基本となる大綱の合意を得たわけでございます。

経過から申しますと、大体さような次第でござります。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 裁判所側の行います具体的な問題をいたしましては、まず

定型訴状を含めて口頭受理をもつと十分やれ、そ

れから特別手続も十分に活用すべきである。現在もあります要請受理についてもさらに地方裁判所は一体どういうふうに運用されておるかとか、せめて裁判所に徹底してもらいたい。また、双方合意による必

要移送の制度を設けられたけれども、裁定移送の利用も今後十分図られるようにすべきである。それから調停制度の運用を充実すべきである。それから人目的な面でも簡易裁判所を充実強化していくべきである。最後に、簡易裁判所の国民の利用について裁判所側も積極的にPRをすべきである。それから人目的な面でも簡易裁判所を充実強化してございました。

○小平芳平君 何回にもわたつた三者協議の内容を、あるいは何回も討議を重ねられた簡裁強化の内容を、いまここで簡単におつやつていただく

のは大変無理なことは思ひますけれども、いまおつやつたような点が充実されるようになります。

○政府委員(千種秀夫君) この裁判所の設置につきましては、五百七十五ということが最高裁判規則によらないで法律によつて定められているといふのはどうしたいきつなんでしょうが、大体この下級裁判所の設置場所、管轄区域を定めることは裁判所内部の問題とも考えられます。が、これらが、五百七十五ということが最高裁判規則によらないで法律によつて定められているといふのはどうしたいきつなんでしょうが、

○政府委員(千種秀夫君) この裁判所の設置につきましては、國の裁判制度の基礎になる問題でござりますので、法律で定めるのが適當という判断で、法律の規定するところとなつたと理解しております。

憲法には、裁判所の規則制定権が規定してございまして、これがどの程度の範囲までできるかと

いきましては、ほかの問題につきましては、ほんの問題につきましては、ほんの問題につきまし

てはこの法律のようとしてもよろしい、しかし法律が成立した後、いわゆるアフターケード申します。これは、國の裁判制度の基礎になる問題でござりますので、法律で定めるのが適當といふのはどうしたいきつなんでしょうが、

そこで、法律の規定するところとなつたと理解しておられる立場にある法務大臣として、きつちり法律どおり開院して運営しようという努力をなさつたんでしょうか。その点について伺いたい。

○政府委員(千種秀夫君) 事務的なこともございまして、初めから金額が幾らというようなことでも、いろいろ記憶しております。そして、国会の法案提出期限といふものもございまして、三月ころに急遽何度も重ねて議論をしたのでござりますけれども、この際、余り急いでその結果につい

てはこの法律のようとしてもよろしい、しかし法律が成立した後、いわゆるアフターケード申します。これは、國の裁判制度の基礎になる問題でござりますので、法律で定めるのが適當といふのはどうしたいきつなんでしょうが、

そこで、法律の規定するところとなつたと理解しておられる立場にある法務大臣として、きつちり法律どおり開院して運営しようという努力をなさつたんで

すが、昨今議論になつておりますように、裁判所の設置という問題が現状と非常に合わなくなつてきた理由といふのはいろいろござります。しかも、それは考えてみますと、戦後三十年の間といふのは長いようございますが、経済変動、生活の激変という点から見ますと、かなり私どもにとっては激しい変動であったよう思います。

そういうことで、それに合わせていく場合に、この人口があふれ事件があふれたからここに簡易裁判所をすぐつくつて、また今度は減つたから減ら

してということが非常に機動的にできます場合によろしいのでございますが、これは仮に規則によりました場合でも法律によりました場合でも、制度ができますとそれを利用する方々が出てまいりますので、今までなくすという場合には、仮に一件でもなくせないと、そういうような問題がございまして、こういう設備、制度といふものはなかなか機動的に変更しにくいという性格がござります。

そういうことからいたしまして、確かに終戦直後によだ空き地も大分あつたような家も余り建つていらないようなときに考えましたことと、それから十年ほどたつて考えましたこととでは、見

通しの問題からしましてもかなり違ってきた。それが十年の間にまた違ったというような結果論でございまして、弁解がましいことになりますが、なかなか現状をどう定めるかということが起きわめもつかないままに世の中が変わってきたというのが現実ではながろうかと思います。

見も出ております関係上、その直後に、昭和四〇年の初めのころでございましょうか、法務省判所の間でどういうふうにするかということ意見交換をしたということを私ども承知しておりますが、意見書につきましては各界の批判もございまして、すぐに実現するというような機運でございました。その後、今日に至ってしがらみのが現状でございます。

しかし、今度のこの法改正に当たりましては

十載をもぎりきるる事もござります。しかしながら、やはり法律上設置されました府につきましてはできるだけ早く開庁すべきであるということで努力を重ねまして、ほとんどの府は開庁できたわけでございますが、八府につきましては残念ながら敷地、庁舎等の確保ができなかつた時代が非常に長く続いたといふことでござります。その点、御了承をお願いいたしませんと存じます。

その不動産関係が問題でありますけれども、注
の二にこの算出の根拠を書いてござります。結
局、端的に申し上げますと、「三十七ページ」の第十
表、「不動産事件の審理の実情」の表の代理人選
任率という欄がございますが、その一番上の総数
という欄、これを見ていただきますと、地方裁判
所の不動産事件の代理人選任率は八九・六%、簡
易裁判所のそれは七六・三%、こうなつております
す。これを平均いたしますと八三%というごとに
なるわけであります。

地裁にしろ簡裁にしろ、不動産事件につきまし
ては代理人の選任率が非常に高い。これは当事者
が原告側であろうと被告側であろうと、不動産訴
訟については非常に真剣に取り組むのだということ
とを示していると言えるわけであります。当事者が
がそれだけ真剣に取り組むということは、それだけ
主張も複雑になつてしまりますし立証も複雑
になつてしまりますということで、該事件の処理
はかなり複雑困難さを増す、そういう事件は地
方裁判所で処理した方がいいし、当事者の方も地
方裁判所での審理を望むであろうと、こういうこと
とからこの八三%，これを数字を丸めまして八〇%
%は地方裁判所に行き二〇%が簡易裁判所に行く
だろう、こういう推計のもとに先ほどの数字が出
てきたわけでござります。

その不動産関係が問題でありますけれども、注
の二にこの算出の根拠を書いてござります。結
局、端的に申し上げますと、「三十七ページ」の第十
表、「不動産事件の審理の実情」の表の代理人選
任率という欄がございますが、その一番上の総数
という欄、これを見ていただきますと、地方裁判
所の不動産事件の代理人選任率は八九・六%、簡
易裁判所のそれは七六・三%、こうなつております
す。これを平均いたしますと八三%というごとに
なるわけであります。

地裁にしろ簡裁にしろ、不動産事件につきまし
ては代理人の選任率が非常に高い。これは当事者
が原告側であろうと被告側であろうと、不動産訴
訟については非常に真剣に取り組むのだということ
とを示していると言えるわけであります。当事者が
がそれだけ真剣に取り組むということは、それだけ
主張も複雑になつてしまりますし立証も複雑
になつてしまりますということで、該事件の処理
はかなり複雑困難さを増す、そういう事件は地
方裁判所で処理した方がいいし、当事者の方も地
方裁判所での審理を望むであろうと、こういうこと
とからこの八三%，これを数字を丸めまして八〇%
%は地方裁判所に行き二〇%が簡易裁判所に行く
だろう、こういう推計のもとに先ほどの数字が出
てきたわけでござります。

○委員長(鈴木一弘君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

るような節もござります。しかしながら、その統轄合といふ問題はやはりその裁判所の機能、先ほどお申出しております庶民サービスというような観点からそろそろ容易にできることでもございません。そういうことで、裁判所の使命と、それから国家の財政と申しますか、能率という面からの利益とその調整をどうするかということが非常にむずかしい問題でございまして、裁判所当局におかれましてはその点を頭を悩ましながら三十年來たのじゃなかつて私ども察するところでござりますし、私ども実は自分たちの所管しておる組織について同様な悩みがございますので、実は非公式ながら常にその問題は意見の交換をしておるわけでござります。

的な調査なり基準なりを設けまして、その上やらないと、また改正するというようなはずで、作業になってしまします。そういうことで、これから十分その点は意見を交換し調整してまいりたい、こういうふうに考えております。

○最高裁判所長官代理人(梅田晴亮君)　問題についております八戸の未開庁、これも法律上は其所以法三十八条によります事務移転庁でござります。昭和二十二年五月三日の憲法施行と同時に、新しい裁判所法も施行されたわけでござりますが、したがって形式的には昭和二十二年五月三日から、当時は五百五十七厅でございましたが、だけの簡易裁判所が開庁しなければならなかわけでございます。

しかし、どうしても敷地あるいは倅舎の確保困難であったために開庁できなかつた戸、これは現在残っております八戸よりも多くございました。

でなれれた判決は、新まがれたが、ういう計算であります。

○最高裁判所長官代理者(川喜義徳君) 法律事務係
係資料の三十七ページ、三十八ページの表をご覧ください。この三十八、三十九に結論のたまいま御指摘の二万五十五件が、あるという表がございます。

この内訳は、不動産事件以外の金銭等の訴訟、二万六千六百三十七件増加いたしまして、不動産事件が六千五百八十二件減る、これは簡裁を中心として申し上げておりますが、という計算であります。差し引き二万五十五件簡裁にふえると、

○委員長(鈴木一弘君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、世耕政隆君及び八木一郎君が委員を辞退され、その補欠として岩本政光君及び大木浩君が選任されました。

○山中郁子君 要するに、弁護士選任率、選任している場合には、それがイコール移るという前提での算出の根拠だと承りました。それで、私はこれまでやっぱりちょっと甘いと思うんですね。実情把握において事実誤認があるのでないかと田

わざるを得ないんです。

先ほど数字をお示しいた。だくようにお願いしておいたんですが、最近弁護士の地裁離れということが言われていて、地裁での職権主義的な強引な訴訟指摘を嫌う。あるいは地裁では事件が立て込んたり、また手続も複雑で時間がかかる。そうしたことと嫌うという傾向で、簡裁で早く決着したいという要求もあり、合意管轄をして事件を地裁から簡裁へ移すケースもふえているということがあります。このような最近の傾向から考えますと、弁護士のついた事件が地裁へというような計算は実情に合わないのでないかというふうに思うんですが、その点はいかがですか。

同時に、あわせてお尋ねをいたしますが、現在、簡易裁判所で現行法のもとで、つまり三十万円という現行法のもとで、三十万円以上の事件を合意管轄でやっているケースがあえてありますけれども、これがどの程度ふえているのかお尋ねをし、数字をお示しいただきたいと思います。

お願いしましたのは、五十年と五十六年との両方のその数ですね、三十万円以上の数と、それからそれが全体に占める比率が伺えれば幸いです。

○最高裁判所長官代理人(川喜田義徳君) 昭和五十九年度について申し上げますと、三十万円を超えるもの四百九十六件、一セントレーニは〇・九%でございます。これが順次ふえてまいりまして、五十六年度はこれはまだ確定数字ではございませんが、八千三百十七件、九・二%という非常に急激な伸びを示しております。

これが三十万円を超えるものの数でございますが、これは恐らくは合意管轄が大半であろう。応訴管轄ということで簡裁に係属したというのも含まけておりますけれども、合意管轄が多いから

うと、どうあうに見ております。

○山中郁子君　いまお示しになつた数字がまさに物語っているんですけれども、私どもの調査によりますと、五十五年を見ましてもこれは四千八百件、五・三%、五十年の〇・九%から比べますと毎年急増していることがわかりますが、五十五年と

五十六年を比べましても、いまお示しいただい

たようになります。二%に五十六年はなっているんですね。やはり急増ですね。私はこういう傾向というものが、現に三十万円という現行法のもとでも、三十万円を超えるものが簡裁で合意管轄が行われているということの示していることは何を意味するかということを、やっぱりお考えいただかなきやならないと思うんです。

そこで、やはり弁護士が選任されているからといふだけでも、それが地裁へ移るということの根柢には大変なりにくい話であって、現状を誤認するもはなはだし、およそ甘いというか無責任な根柢だとしか言えないんですけれども、この点はい

かがですか。
○最高裁判所長官代理人(川喜義徳君) ただいま
も申し上げましたとおり、三十万円を超える訴訟
件数、簡裁に係属する訴訟事件数は急激な伸びを
示しております。この原因は一概には申し上げか
ねるのであります、いろいろな原因が複合して

いると思います。

物管轄が固定されておりますために、本来ならば

簡裁で処理できたはずの事件が地方裁判所へ行ってしまう。だから、これはやはりもともと簡裁で

やつてもらつた方がいいのだといふことで合意し

簡易裁判所に訴えが提起されたという事件がかなりあるだろうというふうに見ております。

さうに最近、これは五十年以降顯著な事例なの

でありますか、クレジット関係の事件が非常に多くなっている。これらの事件におきましては、ク

レジット会社が取り立て訴訟をやるために、弁護

士を頼まないでやろうとすれば簡裁でやるほかはない。簡裁であれば弁護士でない人を代理人に選ぶ

任して訴訟ができるというメリットがありますた

めに、この種事件については簡裁への合意管轄が

なされるケースが多いのであるう、いすれも推測でありますので正確とは申し上げられませんけれ

ども、いま申しましたような点が原因になつてい

ることは間違いないと、どうあうに見ておるのである。

四百一

○山中都子君　それはやっぱり御都合のいい恣意的な推測であって、それはおわかりになると思いますけれども、実際問題としては、弁護士のサイドでも強制的な訴訟指揮を嫌うとか、あるいは時間がかかるとか、そういうことから弁護士の地裁離れということが現象として起きているんですよ。それが、いまあなたの方からお示しいただいた三十五万円以上の合意管轄の数字としてあらわれているんですね。そのところはもう少しやるシリシアに責任を持った見方をしていただかないと困るんです。そうしなければ、あなた方がそういいうあややな根拠で二万件だと、こうおっしゃ

度、大の裁ビはづきに似てゐる。

私は、ここで二、三の具体的な例をちよと御紹介をいたします。それは、やはり現状は余りにもあなた方のおっしゃると違うので、この際ちよつと真剣に考えていただきたいという考え方で、気持ちでお示しするわけです。これは全司法がとつていてる、今度の問題を前提としたアンケートです。

具体的に一、二の点を申し上げますと、八王子の簡裁、ここではここ数年間受理件数は著しく増加をしている。そして口頭受理、窓口相談は一日約四、五件あるけれども、電話による相談が多く、親切な応対ができない現状だ。居残り、持ち帰り仕事はほとんど毎日。年次休暇はなかなかとれない。それから、口頭受理は法律で定められているものなのに、全くやられていないという現状

であるということを訴えています。岡山簡易裁判所。同じく著しくここ数年間受理件数が増加した。そして口頭受理、窓口相談は一週約三十件あるけれども、口頭受理はしてない。できないわけですね。それから管轄が三千万円から九十万元に拡張されたら、残業しなければもちろん処理できなくなる。現在、休暇もとれないとし、居残りをしながら何とか仕事を処理しているので、これ以上ふえたたらどうにもならないといふことをやはり訴えておられます。

宮崎簡易裁判所。これも同じく数年間著しく受

理件数は増加した。窓口相談は一日約五件あるけ

をえ出でてきでいるといでこでういの状態です。

れども、こたえられていない。こういういわゆる駆け込み裁判所といふような設立の趣旨に照らしめた機能は全く果たしていないし、これ以上ふえた甲府簡易裁判所。これも口頭受理、窓口相談が月で約八十件あるけれども、こたえられていなさい。事物管轄が拡張されたらとても処理はできないだらうと。

愛知中村簡易裁判所。これもここ数年間、受理件数は著しく増加をしている。一日に約四、五件の口頭受理、窓口相談がある。手持ち事件処理に追われて相談の時間が全くとれないので、こうした住民の期待にこたえられていない。今後事物管轄の拡張が行われれば事件数が増加するは明らかで、増員が認められても、いろいろ事務室の整理その他からいって困難である。

松戸の簡易裁判所も、同じく数年間の受理件数は著しく増加をしている。口頭受理、窓口相談、これは多分一日だと思いますが約二十件ある。ほとんどやはりこれにこたえられていない。訴訟が増加した場合には、現状では処理できないということはつきりしている。

ごく一部、私いま御紹介いたしましたけれども、これは余りあなたの方は偏見を持ってお受け取りにならないで、現場の職員の実際の掛け値のないところの実情なんですね。あなたの方は全体の数字、その二万件というのも何とかできるだらうといふように安易におっしゃるけれども、こういう状況のものに、しかもこの法改正に具体的に関係して要員の増は考えていないとおっしゃるんだから、このところのあなたの見込みがもし違つたら一体どうなさるおつもりなのか、そこを、もうこの法案審議も最後のこところに来ておりますから、はつきりしたお約束をいただきたいと思ふんです。もし見込みが狂つて、こういう現状だから狂うに決まっているんですね、いまだつてこういちじょうで大変なんだから。そうした場合にはどういう責任ある対処をなさるんですか、お伺いをいたします。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 今回の改正法案に盛られております不動産事件簡裁競合管轄という制度が初めてとられますだけに、見込み数で不動産訴訟の約八〇%が地裁へ行くであろう。それはそれなりの根拠があつて推定いたしました。それはその根拠があつて推定いたしました。それでございますが、あくまでも推定でございまして、狂わないとは絶対申し上げるわけにはいかないと存じます。

私どもは、現在立てております推計をもとに、それぞれの簡易裁判所にどのくらいの事件数が移動するであろうかといふ試算はいたしておるわけございまして、前回の当委員会におきましては、小規模庭、中規模庭についてはさほどの事件の移動がないからまず人員の手当では要らないだろ、しかしながら大規模庭の一部につきましては、二万件推定のもとにおいても相当程度の事件の移動が見込まれるから、それらの庭については必要な手当でいたしたいといふふうにお答えいたしたわけでございまして、これがもし相当大幅に推測が狂つて簡易裁判所の方に多くの事件が行くといたしますと、それはそれだけ地方裁判所の事件数が減るわけでございまして、私どもとしては人的な手当をいたさなければならぬ方があるはより現在の推測よりふえることにはなろうかと思いますが、必要なところには十分な措置を講じてまいりたいといふふうに考えております。

○山中郁子君 人的な手当をしなきゃならないといういまの推測は、それじゃどのくらいの庭でもって人的手当をしなきゃならないとお考えになつていらっしゃるのか。そして、それはどこから持つてくるということでしょう。地裁がいま忙しいから簡裁に移すということだつていろいろ言われていますね。

そういう状況のことで、地裁から持つていくな
んとんでもない話でしょうね。それをこの問題に
関連して人を純粹にあやす、純粋の手当をしな
いままにどういう手当をなさるおつもりなの
か。しかも、その予測が狂つた場合にはまた別に
新たに手当を考えるとおっしゃるけれども、そ
れもまた地裁から持つていくというだけの話な
かどうか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 今回、事
物管轄の改定を理由としたして裁判所の人手をふ
やしてくれたということは、これはなかなか私と
しては通りにくい理由だらうと存じます。全体の
裁判所の新受件数がふえて裁判所全体が忙しくな
つているということを理由に、毎年わざかではござ
いませんも増員の要求をし、当委員会に御審議
をおかけいたしまして、増員を果たしてまいつて
いるわけでございまして、その点は今後も同様の努
力をいたしたいと思います。

しかしながら、今回の事物管轄の改定に伴つて
動きます事件は、地方裁判所から簡易裁判所へ動
くわけでございますので、現在の簡易裁判所で事
件数が相当増加することによって賄い切れないと
いう状態になりますれば、現在もちろん、委員会で
のとおり、地方裁判所も忙しいことは忙しいわけ
でございますけれども、裁判所全体の配置をいか
にすべきかという観点から考えてまいりますと、
相当大幅な事件の移動がございましたら、それは
やはり地方裁判所に軽くなる分だけ人手を簡易裁
判所の方に振り向けていくつてもういう措置を
とらざるを得ないのだろうというふうに考えてお
ります。

○山中郁子君 私も乱暴なことを言うつもりはな
いんですけども、結局やはり要員の合理化とい
うことが先に立つんですね。そうじゃなくして、
いろいろおっしゃるけれども、簡易裁判所の理念
をいささかも薄めるものではないとか、いろいろ
おっしゃっているけれども、結局それから大きくな
れていくという成り行きにならざるを得ない。

それはこの前指摘したとおりです。

それで、お約束をいただきたいんですけども、
それで、これであなた方大丈夫なんだとお
っしゃつて、推移を見てというふうに言わされてい
ますが、施行後それではたとえば三ヶ月の時点で
実情を詳しく調査なすって、あなた方が本法案の
審議でおっしゃつておられたことと大きく予測が狂う
といふような事態になつた場合には誠意ある措置
を講じるということは、これはせひともお約束を
いただきたいと思っておりますけれども、いかが
ですか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) その点
は、事件の推移を見て十分考え方させていただきま
す。

○山中郁子君 私はあえて三ヶ月ということを申
し上げました。ですから、一般論に流すのではなく
くて、これだけ何回も各委員の方も心配なすつて
おっしゃつて、私も何回も申し上げました。責任を持
つて三ヶ月後に事態を調査して、そして報告をして
いただき措置もしていただきたいとお約束いたしました。
○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 果たして
三ヶ月の期間で十分であるかどうか。時期的なも
ので事件数の伸びがある月もあるわけでございま
すので、その辺は妥当な期間を設定いたして、事
件の動きに対して対処してまいりたいと思います。

○山中郁子君 もう一つお尋ねしたいことは、離
島の簡易裁判所の問題です。なかなか機会がござ
いませんので、この機会にお尋ねもし、お約束も
御努力をいただきたいと思います。

わが国の離島、島嶼部ですが、そういうところ
にも簡易裁判所が幾つかありますけれども、配置
はどのようになつておりますか、お示しください。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 離島の簡
易裁判所が幾つあるかという御質問でござります
か。

○山中郁子君 ええ、どういうふうに設置されて
いるか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 離島の簡

○山中都子君 わかつていれば、ちょっとざつとおっしゃってください。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 八丈島簡易裁判所、伊豆大島簡易裁判所、新島簡易裁判所、山口県でございますが久賀簡易裁判所、西郷簡易裁判所、長崎県でございますが有川簡易裁判所、同じく長崎県の上県簡易裁判所、熊本県の牛深簡易裁判所、鹿児島県の屋久島簡易裁判所、広島県の因島簡易裁判所、鹿児島県の飯島簡易裁判所、鹿児島県の徳之島簡易裁判所、それから高松地裁管内の土庄簡易裁判所、こういったところでございます。

○山中都子君 こういうところで、もちろん、地裁に行くには大変ということで、簡裁が事實上、裁判所そのものとして機能しているというふうに思うんですけども、この離島の簡易裁判所について從来、識者から弁護士の不在という問題が指摘されています。これはなかなかやはり大変で、そこに行って仕事に当たるとしても、気候条件その他にも左右されますが、容易に推察ができるんですが、伺うところによると、旅費などについては、行って帰るのに三日かかったとしても当日の仕事に当たる一日分の日当しか出ないというふうな話を伺うので、何か大変不合理だなと思うんですが、その辺はそうなんですか。行き帰りにかかる日数は日当が出ないんですか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 裁判所職員の出張等の旅費日当につきましては、國家公務員等の旅費に関する法律に定めがございまして、これに基づいて支給されております。

○山中都子君 そうすると、行きと帰りに、たとえば八丈島へ行くにしても、行きに一日かかるし帰りにまた一日かかる。そしてまた、船でも出なければ何日も待つべきやならないみたいになるわけでしょう。そういうのも、ちゃんと日当全部出るんですか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) いまお尋ねのような例でございますと、それはやはり公務上の必要な宿泊ということになりまして、宿泊料、旅費——旅費は往復でございますが、日当は出ることになつております。

○山中都子君 そういう点についての御意見どうか苦情も伺っておりますので、私の方でも再度調べてみたいと思います。

それで、今回の改正では、不動産に関する訴訟は地裁に移送できるというふうになつてあるんですけれども、離島では本土の地裁へ訴えるということも大変困難で、したがって、そこの簡裁の仕事というふうになるんすけれども、しかも離島の事件というの、やはり田畠や森林、こういうのをめぐる争いというものが統計的にも多いというよう調査されているところなんです。

それで、こういう事態、離島の現状ですね、そういうものに照らして考えるならば、たとえば弁護士が不在であるというところで、書記官などに遇しても経験のあるすぐれた人々をそれ相応の待遇をして配置して、そして訴状や訴訟上の文書の作成を手伝うとか、弁護士にわかるような——かわるといつても資格的にかわられるということではないんですけども、たとえば実務上かわるよなうな役割りを果たす特別の配慮、そういうものが求められていると思いますけれども、それら、そのことだけに限らなくていいんです、離島における簡裁のあり方にについて、やはり住民の期待にこたえる特別な措置というふうなお考えをお持ちかどうか。また、ぜひその充実強化について取り組んでいただきたいと思っておりますが、その辺の御意見をお伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) ただいま委員仰せの中で弁護士にかかるという点は、はつきりどういう御趣旨か理解いたしかねる面がござりますけれども、弁護士にかかるような動きをするということになりますと、國家公務員としてそういうことをやつていいかどうかという問題もございます。ただ、簡易裁判所でございますので、事件の口頭受理というような点は十分特則としてなし得るわけございますから、そういう点を指摘しているのだということを、重ねて申し上げておきます。

うかと思います。

離島につきましては、やはり相当離れているような場合にはなかなか地方裁判所に参るといふのも遠うございますので、私ども九十万円以下の不動産訴訟事件につきまして、地裁簡裁の競合管轄にしようではないかという相談をいたした理由の一つもそこにあるわけございます。やはり地

離島の簡易裁判所の問題が議論になるなんとい

うチャンスはめったにないと思いましてのお尋ねをし、また一層の充実強化、住民の期待にこたえる方策に努力をしていただきたいということを

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

○委員長(鈴木一弘君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山中都子君 私は、日本共産党を代表して、裁判所法等の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行います。

反対理由の第一は、戦後、新憲法のもとで制定された簡易裁判所は、その創設の理念を少額輕微な紛争、事件を簡易、低廉、迅速に処理する裁判所として、戦前の区裁判所とは全く性質の異なる裁判所として性格づけられていました。

昭和二十一年制定当時国会で説明に当たった木村司法大臣も、これは司法の民主化に貢献するものであり、裁判所の民主化が本当にできるかできないかは全国五百六百カ所に設けられる簡易裁判所の運用のいかんにかかっているとさえ述べていたのです。ところが、その後、自民党政権並びに最高裁判所は、この創立当時の理念に沿った方向で簡易裁判所の拡充強化のための努力をするのではなく、府舎の設置や人員の配置等においても一貫して消極的な姿勢を示してきたのであります。とりわけ、一九六四年に臨時司法制度調査会が、簡易裁判所を区裁判所に改称し、整理統合、事務移転を推進し、民事、刑事の事物管轄を拡張すべきであるとの問題で申し上げているのは、二万件というその根柢についてのあいまいさ、根柢のなさということが問題で申し上げておきます。

政府と最高裁は、今回の改正は単に物価上昇な

ど経済変動に伴う事物管轄の変更にすぎないかのように述べておられます。しかし、意見書が、第一審全体の能率を高めるため相当大幅に事件を簡易裁判所に移す必要があるとして、経済情勢の変化、一般物価指数の上昇、一定金額に対する価値感の変動等は、民事事件について、簡易裁判所の事物管轄を拡張する理由になるものと思われると述べているとおり、今回の改正がこの方針を具体化したものであることは明白であると思います。

一九七〇年の改正の際にも、国民各層から厳しい批判と反対の声が上がったことはまだ記憶に新しいところであります。が、今回の改正も臨時司法制度調査会意見書の具体化という点でこれと全く軌を一にするものであり、今回の改正でさらに簡裁制度の形骸化のおそれが強まってきていると言わざるを得ません。

わが党は、従来から簡易裁判所を民衆裁判所、駆け込み裁判所として拡充強化する政策を掲げ、その実現のために努力してきたところであります。が、今回の改正案はこの方向とはまさに逆行するものであります。

反対理由の第二は、本改正案は、自民党政府の臨調、行革路線の司法版とも言うべきものであり、裁判所の一種の反動的合理化案であるという点であります。

わが党は、毎年裁判所職員定員法の審議に際して裁判官、裁判所職員の必要な増員を訴え、そのための最高裁の真剣な対処を求めてまいりましたが、いつも期待外れに終わってきました。今回の改正についての説明によれば、約二万件の事件が地方裁判所から簡易裁判所に移されることが予想されているにもかかわらず、最高裁は増員は考えていない、施行後の推移を見て地裁との調整を図るなどと言っておられます。

今回の改正は、複雑な事件が増加して地裁の負担が増大する一方なので、これを何とか軽減しようととして簡裁に事件を割り振らうとするものであります。そうだとすれば、必要な人員を確保してこれに正面から対処すべきで

あつて、簡裁の本来の性格をゆがめ、職員に犠牲を転嫁するようなやり方で事態を切り抜けようとするのは、まさに本末転倒であると言わなければなりません。これでは、簡裁本来の調停手続や窓口事務などの機能を圧迫し、国民の期待に背いて裁判所離れを助長することになります。

衆参法務委員会の審議の中でしばしば指摘されましたように、最高裁はこれまでも簡裁での取扱事件数の減少を理由に簡易裁判所の統廃合を推進め、すでに多数の簡裁を法律に違反して事實上廃止してきましたが、現在、裁判官のいらない不在院が百五十四カ所もあり、職員のわずかしかない二人院、三人院が百四十八院にも及んでいます。また、法律知識の十分でない一般国民に簡裁を利用しやすくするために、口頭受理の制度や特則手続がもつと活用される必要がありますが、その努力も十分とは言えず、簡裁制度を国民に知らせる広報活動も徹底しているとは言えません。

このように、国民の簡易裁判所に対する潜在的な需要をも掘り起こし簡裁活用の道を大きく切り開くのではなく、逆に簡裁本来の機能を縮小せらるような改悪はとうてい認めがたいところであることを申し上げ、私の反対討論を終わります。

○委員長(鈴木一弘君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。
○委員長(鈴木一弘君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕
○委員長(鈴木一弘君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十三分散会

昭和五十七年八月二十一日印刷

昭和五十七年八月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E